HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	所有と物象化(2):『資本論』における所有論の展開
Author(s)	浅見, 克彦
Citation	經濟學研究, 34(1), 115-147
Issue Date	1984-06
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31646
Type	departmental bulletin paper
File Information	34(1)_P115-147.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

経済学研究 34-1
北海道大学 1984.6

所有と物象化(2)

——『資本論』における所有論の展開——

浅見克彦

目　次

はじめに
第1章　商品の物神性と私的所有
第2章　生産過程と資本主義的所有関係
第3章　資本の蓄積過程と敵対的所有関係の展開
（以上，第33巻第2号）
第4章　資本の蓄積過程と資本主義的所有関係の「法物神化」（以下，本号）
第5章　資本主義的蓄積の歴史的傾向と所有変革
第6章　『資本論』と社会主義的所有関係
おわりに

第4章　資本の蓄積過程と資本主義的所有関係の「法物神化」

1.　利潤範疇の成立と資本主義的所有関係の「法物神化」

第2章での独自に資本主義的な生産様式の展開において，既に「法物神」が定立されていた。その論理は以下の様なものであった。労働力の購買によって生産での労働力の処分権を得た資本家は，労働者の生産での行為様式を意志的に支配する。この資本家—労働者の支配—従属関係は，意志的支配者（所有者）—被支配者（所有される者）の関係という意味での経済的所有関係として基礎的な資本関係・生産関係であり，またこの関係こそが，資本主義的所有を究極的に根拠づける基礎的な資本主義的所有関係であった[98]。だが，協業・分業及び工場内のヒエラルキー的労働編成において労働組織自体が労働者諸個人を支配するに至ると，資本家が労働支配に登場せず，支配—従属関係はこの組織自体に物象化した[99]。また，更にこれを基盤としつつ自立的運動体としての機械体系が発展すると，この客体的生産条件が労働組織自体の編成をも含めて[100]主体たる労働者を支配するという主客転倒が成立する事となり，資本家—労働者の支配—従属関係は，労働支配という資本の規定性を社会的自然属性として具有する資本物神たる機械体系に物化した[101]。こうした，支配—従属関係（資本関係）の物象化（Versachlichung）を基盤としたその物化（Verdinglichung）は，資本家の意志的支配行為（所有の経済的内容）としてあった労働支配機能を機械体系に移す事であり，資本家の所有が経済的内容を失う事である。以上により，生産手段の名義（Titel）さえあれば，所有客体たる機械体系が生産の物的な自然必然性として労働者の支配を実

98) 本稿 (1),『経済学研究』(北大) 第33巻第2号, 1983年, p. 98-100, 参照。

99) 同前, p. 101-102, 参照。また, この組織の自立化の反映としての経営規律への支配—従属関係の物象化については, Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft: Grundriss der verstehenden Soziologie*, 5., rev. Aufl. mit textkrit. Erl. hersg. v. Johannes Winckelmann, 2. Halbband, J. C. B. Mohr, 1976, S. 686-687, 世良晃志郎訳『支配の社会学2』創文社, 1962年, p. 522, 参照。

100) この様に，支配従属関係の物象化した労働組織の編成自体をも機械体系の自立性が規定する事になるが故に，この機械体系への資本関係の物化を前提した上でそれに対する法律的所有権が社会的支配力を獲得してゆく「法物神化」の過程では，労働組織自体の問題は資本物神たる機械体系の後景に退いてしまう。

101) 本稿 (1), p. 103, 参照。

現し剰余価値を創出する事になるので，生産手段の名義＝法律的所有権が剰余価値の根拠たる社会的支配力＝資本として，また社会的諸関係の根幹たる基礎的生産関係として現れたのである。この様に，基礎的な資本関係・所有関係が転倒して現れた，資本としての単なる法律的所有権は，物神性に基づいて全社会関係を律する性格をもつものとして社会的支配力を与えられる事によって，万能の力をもつかの様に神格化された「法物神」であり，これを生む現実の過程は「法物神化」と呼ぶべきものなのである[102]。だが，以上は直接的生産過程に考察を限定した論理であったが故に，そこでは，客体をも含めた生産諸要素の経済的な意志的支配行為という所有の内容が名義にまで法律化されつつも，所有客体たる生産手段に生産との絆が残っていた点で，資本関係は純粋な法律化を経験してはいなかった。ところが，資本循環としての蓄積＝再生産過程での資本物化に基づく一層の「法物神化」は，この生産との絆ばかりでなく，経済過程との関連さえも断ち切った単なる法律的所有権を，剰余価値の根拠たる社会的支配力＝資本として現れさせる。そこで，我々は，直接的生産過程のいわば構造的関連を基礎としつつ，蓄積＝再生産過程の視野において資本循環の過程的関連を軸としてこの一層の「法物神化」を展開せねばならない[103]。

では，「法物神化」はいかに展開するか。第1に，生産手段の法律的所有権＝資本という「法物神」が生産過程の外でも妥当する事となる。つまりこうである。直接的生産過程では，労働力商品の存在・G–A の実現が事実的前提とされたので，資本物神たる生産手段の労働者を支配する属性は，支配すべき労働が実際に獲得されている直接的生産過程以外では妥当せず，この故にまた「法物神」も直接的生産過程の外では妥当しえなかった[104]。だが今や，蓄積＝再生産過程の過程的関連の中では，単純再生産での階級的所有関係の永久化と蓄積に伴う相対的過剰人口の創出による労働に対する資本の専制支配の完成が，労働力商品の恒常的存在と G–A の必然性を定立している[105]。故に，生産手段は生産過程の外でも労働者を支配する事を過程的必然とするものとして資本物神となり，もってこの資本物神の名義が基礎的生産関係として現れ，「法物神」が生産過程の外でも成立する事となる。だが，未だそれは所有客体たる生産手段に生産での労働支配との絆が残っている点で，純粋に法律化したものとはいえない。

そこで，「法物神化」の第2の展開に移るが，まずその根拠となる資本物化の一層の展開を論じよう。最初に，資本物神たる生産手段との過程的関連の中で貨幣が資本として現れる。何故なら，流通が正常に進行する限り，

> 「(1)貨幣は生産要素に転化されることができ，そのままで…生産要素の価値としての定在だからである。また，(2) 富の素材的諸要素は，潜勢的にはすでに資本であるという属性をもっているからである。」(*K.* III. S. 368, 訳, p. 444)

つまり貨幣は，資本物神たる生産手段への転化を過程的必然とする関連によって資本物神となるのである。だが，この資本物化は G–P_m という部分的な過程的関連だけに基づくので，あ

102) 同前，p. 103–104, 参照。

103) この視座は，『資本論』第2・3部を射程に入れて，資本蓄積自体が「法物神」を生む事を明らかにするものである。また，第2・3部の諸問題を蓄積論に収斂させる発想は，佐藤金三郎『「資本論」と宇野経済学』新評論，1968年，p. 53–76；平田清明『経済学と歴史認識』岩波書店，1971年，p. 3–13, に負うている。

104) Vgl. Karl Marx, *Das Kapital*, Bd. 1, 1867, in: *Karl Marx-Friedrich Engels Werke*, Bd. 23, hrsg. v. Institut für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED, Dietz Verlag, 1962, S. 446, 大内兵衛・細川嘉六監訳『マルクス＝エンゲルス全集』第23巻，大月書店，1965年，p. 552–553 (以下，一般に Werke からの引用は，*MEW.* ㉓. S. 446, 訳 p. 552–553. と略記するが，Bde. 23–25 に限っては，*K.* I. S. 446, 訳, p. 552–553. という様に略記する。尚，引用にあたっては必ずしも訳書の訳文に従わない。他の文献も同様。).

105) 本稿 (1), p. 105–106, 参照。

くまで生産手段の資本性格に依存しており，その点で自存的な資本物神としての貨幣を定立してはいない。ところが，貨幣は循環の全体的な過程的関連では，自己増殖体として自存的な資本物神となる。まず我々は，「産業資本の循環の…最も適切で最も特徴的な現象形態」(ebd. II. S. 65, 訳, p. 74) である貨幣資本循環 $G-W\begin{cases}A\\P_m\end{cases}\cdots P\cdots W'-G'$ を想起せねばならない。この循環で，出発点たる貨幣の価値 (G) は，姿態変換を経て本源的価値より大きな価値として貨幣形態 (G') に復帰する。過程する価値 (prozessierender Wert)[106]！ ところで，この過程は，価値の自己増殖を規定的動機とする過程自体の論理に規定されて，価値の増大を確認できる唯一の形態たる貨幣の増大運動として現れる。つまり，G と G' の比較が目的である限り，過程の諸契機は単なる媒介として質的差別を捨象され[107]，もって貨幣は自立的に一定の過程を経て自己増殖するものとして現れるのである。

「G はもはや単なる貨幣として現れるのではなく…自分を増殖し自分がもっているよりも大きい価値を生みだすという属性をもつ価値として，表わされている。」(ebd. S. 50, 訳, p. 60)「過程する資本の周期的果実としては，剰余価値は資本から生ずる収入という形態を受け取る。」(ebd. I. S. 592, 訳, p. 738)

106) Vgl. *K.* I. S. 170, 訳, p. 203, II. S. 110, 訳, p. 131; Karl Marx, *Grundrisse der Kritik der politischen Ökonomie* (*Rohentwurf*) 1857–1858, hrsg. v. Marx-Engels-Lenin Institut, Moskou, Dietz Verlag, 1953, S. 513–515, 高木幸二郎監訳『経済学批判要綱』大月書店, 1959年, p. 565–567 (以下, *Gr.* S. 513–515, 訳, p. 565–567. と略記する); Karl Marx, *Zur Kritik der politischen Ökonomie* (*Manuskript 1861–1863*) in: *Karl Marx-Friedrich Engels: Gesamtausgabe*, 2. Abteilung, Bd. 3, Teil 4, hrsg. v. Institut für Marxismus-Leninismus beim ZK der KPS u. v. Institut für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED, Dietz Verlag, 1979, S. 1323, 資本論草稿集翻訳委員会訳『マルクス資本論草稿集⑦』大月書店, 1982, p. 201 (以下, *MEGA*. II /3·4. S. 1323, 訳, p. 201. と略記する)。

107) Vgl. *K.* I. S. 62–63, 訳, p. 71.

まさにこれは，資本—利潤の関係であり[108]，従って自立的に過程を経て自己増殖する資本物神の定立は，利潤範疇の成立なのである[109]。

だが，この資本物神の定立は未だ完結していない。何故なら，以上は，価値増殖を目的とする過程自体の論理から貨幣資本循環が固定され，価値増殖の根拠たる生産過程の支配—従属関係の独自的意義が捨象された限りでしか妥当しないので，現実に価値増殖の手段＝生産過程での労働支配が問題となるや否や幻想的になるからである[110]。だが実は，まさに生産過程自体が支配—従属関係の独自的意義を捨象する構造を得，従って資本循環が現実に貨幣資本循環の如く過程の諸契機の質的差別を捨象する性格を得る事によって，自己増殖し利潤を生む貨幣という資本物神は現実的となる[111]。この点で，我々は以下の諸命題に注目せねばならない。

108) Vgl. ebd. III. S. 58, 訳, p. 59–60; *Gr.* S. 632, 訳, p. 698; См. *К. Маркс и Ф. Энгельс сочинения*. 2-е изд. т. 49, Изд-во. 《Политическая литературы》, 1974, стр. 235–238, 中峯照悦・大谷禎之介他訳『マルクスライブラリ③資本の流通過程』大月書店, 1982年, p. 11–13.

109) この様に，再生産＝循環＝総過程という視角から利潤範疇の成立を捉える見解として，松石勝彦「資本主義的生産の総過程と『費用価格と利潤』」『一橋論叢』第84巻第5号，1980年，p. 78, 83, 89; 青才高志「利潤論の諸問題 (1)」『経済学論集』(信大) 第13号，1979年，p. 13–15, がある。

110) Vgl. *K.* II. S. 66–67, 訳, p. 76.

111) 利潤範疇の定立を媒介する社会的意識 (伊藤正純「マルクス利潤論に関する一試論」『経済科学』第25巻第4号，1978年，p. 92, 参照) の現実性 (頭川博「剰余価値の利潤への必然的転化」『一橋論叢』第88巻第2号，1982年，p. 230, 参照) は，この様に生産過程自体の構造を究極の根拠としている。また，これに関連して，利潤範疇を競争論で定立する見解 (鈴木鴻一郎編『利潤論研究』東大出版会，1962年，p. 1–53, 参照) は，価値増殖の内実は他のものに転化しえないとする事に明らかな様に，根本の生産過程自体が既に内実の転倒を用意するのを全く看過して (こうした批判は，青才，前提論文，p. 10 でなされている)，利潤という現象形態を本質から分断する非論理である (こうした批判は，種瀬茂「競争論の基礎的諸問題」『経済学研究』(一橋大) 第9号，1965年，p. 97–99 でなされている)。

「剰余価値が利潤という形態に転化される仕方は，すでに生産過程で起きている主体と客体との転倒が一層発展したものであるにすぎない。すでに生産過程でわれわれは労働のすべての主体的生産力が資本の生産力として現れるのを見た。」(ebd. III. S. 55, 訳, p. 56)「本来の独自な資本主義的生産様式のもとでの相対的剰余価値の発展につれて労働の社会的生産力も発展するのであるが，この発展につれて，この生産力も直接的労働過程での労働の社会的関連も労働から資本に移されたものとして現れる。…労働のすべての社会的生産力が，労働そのものにではなく資本に属する力として，資本自身の胎内から生まれてくる力として現れる…。」(ebd. S. 835, 訳, p. 1060)

これは，生産過程の資本関係の物象化・物化に基づく資本循環での資本物神の定立に，利潤範疇の成立を見る論理である[112]。つまりこうである。労働の主体的生産力は，価値増殖の根拠たる支配—従属関係の，自立化した労働組織自体への物象化とこの組織編成をも規定する機械体系への物化に基づき，労働支配を生産一般の自然必然性として実現する労働組織自体及び生産手段の生産力として現れる[113]。これにより，生産一般の実現が自然必然的に剰余価値を定立するという，価値増殖過程の生産過程一般への解消[114]＝生産過程の独自性の捨象が完成され，もって貨幣は労働組織の担い手と生産手段の用意という生産一般を定立する機能[115]（生産諸要素の購買 $G-W\begin{cases}A\\P_m\end{cases}$）のみによって，価値増殖との関係においては質的に無差別な[116]諸段階を通過しさえすれば自己増殖する資本物神となるのである[117]。

112) 内田弘「『経済学批判要綱』利潤論の研究」『専修経済学論集』第15巻第2号，1981年，p. 112-122，参照。

113) Vgl. *K.* I. S. 329-330, 訳, p. 408-409, S. 446, 訳, p. 553.

114) 伊藤，前掲論文，p. 88-90；亀田正人「『利潤』と『資本の生産力』」『経済学研究』(北大) 第33巻第2号，1983年，p. 68-73，参照。

115) この貨幣としての機能に「固有の資本機能」を見い出す事を利潤範疇定立の一つの根拠とする見解（頭川，前掲論文，p. 84-88，参照）はそれを資本としての機能にするのが資本循環としての価値増殖過程の過程的関連（すなわち，$G-W$ が全体としての価値増殖過程の一段階をなしているという事）である以上，この増殖の根拠は何かという問題の出発点への逆戻りを余儀なくされる論理である。そして，まさに利潤論の核心的問題は，資本循環における貨幣としての機能を資本としての機能にする根拠である価値増殖が，剰余労働ではなく，資本自体に基づく様に現れるという事であり，この増殖力が貨幣自体に備わっている様に現れる事なのである。

116) 平野厚生氏は，この質的一元化を否定される(「マルクスの利潤論について」『経済学』(東北大) 第33巻第3・4号，1972年，p. 21，参照) が，それは，氏が「生産過程と流通過程とがそれぞれ特有の・異質な関係をもつという原則的区別」(同上) に固執され，この二分法の枠内で一元化を問題にされるが故に，流通過程による生産過程の否定にこの一元化の基準を見る発想を生み（同上，p. 18参照)，「生産過程と流通過程との二元性を流通的に一元化するのに無理を内包している」(同上，p. 21) と結論せざるをえなくなったからである。だが，「生産過程の特有な関係をいわば肯定したまま流通過程化する」(同上，p. 22) 論理をとらずに，資本物化に基づく生産過程自体の転倒を前提にした総過程論（ここでは，資本の流通過程は『資本論』第2部とは異なる姿を有する）の立場をとるならば，本文で述べた様に，生産過程の独自性が消失して，「資本価値の通過という意味での形式的，外的な一元性」(同上) が，過程の内容として現れるのである。

117) この様に，資本循環の諸契機間の質的区別が捨象されることによって，諸資本の特殊性による G と G' の間の契機の質的区別（生産という契機があるか否か）も，価値増殖の単なる媒介という性格において同一化される。故に，その限りでは，利潤範疇は商業資本や銀行資本でも産業資本と同じ形態において妥当する。この意味では，本文前段の論理にある「価値増殖過程の生産過程一般への解消」(支配—従属関係の生産一般への解消) は，「労働過程一般への解消」(労働一般への解消) と表現した方が表面的にはより一般的な妥当性をもつことになるが，こうした利潤範疇の社会的妥当も根本的には産業資本で剰余価値生産が利潤の創出として現象する事に支えられている限り，議論は，あくまで生産過程の独自性がいかに転倒して現象するかという枠組でなされねばならない。もちろん，産業資本での利潤範疇の成立が前提されれば，商業資本や銀行資本での利潤範疇の成立も，剰余価値の領有のための労働過程における支配—従属関係の物象化・物化に基づく，価値増殖過程の労働過程一般への解消を軸に同様の論理で把握できる。従って，本文後述の，生産過程での

「価値を形成する力，すなわち労働力にたいする価値の独立化が…労働力の搾取としての生産過程で実現されるならば，このような価値の独立化はもはやこの循環のなかでは現れない[118]のであって，この循環のなかでは貨幣も商品も生産要素も，ただ，過程する資本価値の次々に入れ替わる諸形態でしかない…。」(ebd. II. S. 110, 訳, p. 131)「価値の独立化を単なる抽象と見る人々は，産業資本の運動が現実におけるこの抽象だということを忘れている。価値は…この運動のなかで自分を維持すると同時に自分を増殖し拡大するのである。」(ebd. S. 109, 訳, p. 130)

かくて，生産過程の構造的関連で物化した資本の規定性を内蔵する資本価値の過程的関連としての，生産過程と流通過程の統一＝総過程において[119]，資本物化は，貨幣が価値増殖という資本の規定性を自然属性として具有する資本物神となるまでに進展したのである[120]。

さて，こうした資本物化の進展に基づき，「法物神化」も進展する。すなわち，貨幣自体が一定の過程を経て自己増殖するなら，この貨幣の名義さえあれば所有客体たる貨幣の運動が利潤を実現するので，その名義＝法律的所有権が利潤の根拠たる社会的支配力としての資本であり，社会的諸関係の根幹としての基礎的生産関係であるという「法物神」が成立するのである。だがこの「法物神」は，過程する貨幣の名義である以上，過程における資本家の意志的支配行為を伴う[121]ので，価値増殖の根拠は純粋に名義にまで法律化しない様に映る[122]。確かに，資本家の過程を支配する意志は，価値の独立化たる貨幣＝物象の運動に規定され，それに従属するものにすぎないといえる。

「資本の運動は個々の産業資本家の行為として現れる。…価値革命がいっそう急性になり頻繁になるにつれて，独立化された価値の…不可抗的な，自然過程の力で作用する運動は，個々の資本家の予見や計算に反してますます威力を発揮し…価値が資本として経験し自分の運動によって維持し強化する独立化を確証する。」(ebd. S. 109, 訳, p. 130-131)

とはいえ，価値増殖が貨幣の自然属性となる限りでは，それは自然必然的な所与とされ，利潤の社会経済的根拠としては資本家の行為が決定的な様に現れ[123]，彼の過程に対する意志的支配は物象への従属としてではなく自由な主体的活動性として転倒的に観念される。故に，利潤一般の定立での「法物神化」は，社会的支配力＝資本としての法律的所有権という現象に対立する表象を並存させている。だが，この表象は平均利潤の定立により消極化される。

「ある一つの特殊な生産部面で現実に生産される…利潤が，商品の販売価格に含まれている利潤と一致するのは，もはや偶然でしかない。…それ〔特殊

物象化・物化と「法物神」との関連は，労働過程と「法物神」との関連と読みかえれば，商業資本や銀行資本にも基本的に妥当するものである。

118) 引用文中の「このような価値の独立化」とは，あくまで労働を支配対象とする次元のそれであって，総過程でのそれとは異なる。マルクスは，この労働支配という契機の中軸性が循環での独立化では消失する事を問題にしているのである。

119) 青才高志氏は，同様に総過程＝「資本の自己再生産構造」での利潤範疇の定立を論じられる（前掲論文 p. 14, 参照）が，物化論の欠如故に循環の反復で生産過程が消極化するとして，せっかくの生産論を前提とした利潤論という正しい視角を生かされていない。再生産自体は，マルクスも言う様に，資本関係の本質を暴露しもする（*K.* I. S. 592, 訳, p. 738, S. 594, 訳, p. 741, S. 597, 訳, p. 744, S. 612, 訳, p. 763-764）のであって，問題はそれを顕現させない，生産過程の資本物化に支えられた再生産過程なのである。

120) 平田清明「物象化と三位一体範式（三）」『思想』岩波書店，1972年5月号，p. 123-124, 参照。

121) 資本家の意志的支配行為が，労働組織自体や機械体系の機能に転化する事は，直接的生産過程の事態としては前稿で一応論じられているが，資本の循環＝総過程における問題としては論じられていないので，こうした問題設定が要請される事になる。

122) Vgl. *K.* III. S. 53, 訳, p. 54, S. 148, 訳, p. 176.

123) 故に，この活動の積極化は，自然的所与として現れる資本物神(利潤を生む貨幣)の運動を前提し，またそれに規定された，資本物神の人格化に伴う仮象であって，こうした物神に従属する事によってその運動を実現する意志行為は決して利潤範疇の否定（鈴木編，前掲書，p. 28, 参照）ではない。逆説的な事であるが，それはむしろ，資本家的活動の積極性という転倒的な意識を有する主体の行為に補完されて，利潤範疇の現実性が実証される事を意味するのである。

な部面で生産される利潤—浅見〕がそれぞれの部門の資本家にとって重要なのは，ただ，彼の部門のなかで生産される剰余価値量が平均利潤の規制に共同規制的に関与するかぎりでのことである。しかし，この関与は，彼の背後で進行する過程であって，この過程は彼には見えもわかりもせず，また実際に彼の関心をひかない。」(ebd. III. S. 177, 訳, p. 212)

つまり，資本家が競争で利潤増大のための意志的支配行為を行なっても，その主体的努力とは無縁な利潤率に規制されるので，利潤の根拠は一切の主体的行為から切離されて客観的過程＝資本物神たる貨幣の運動へ移されるのである[124]。かくて，この資本物神の名義こそが利潤を実現する基礎的生産関係とされて，既述の対立的表象が消極化されるのである。

こうして定立された貨幣の法律的所有権という「法物神」は，生産過程の労働支配との絆は断ち切っている（所有客体は自存的貨幣）が，過程する資本物神を所有客体とする以上経済過程との関連を残しており，その点で純粋に法律的なものとして現れていない。

「資本がこの新価値を生産過程と流通過程を通るそれ自身の運動のなかで生みだすということ，これは意識されている。」(ebd. S. 58, 訳, p. 60)

だが，この経済過程との関連さえも利子生み資本の定立により断ち切られ，ついに「法物神」が完成される事となる。

2. 利子範疇の成立と資本主義的所有関係の「法物神化」の完成

今や，これまでの資本物化の全過程を基礎として，貨幣が資本として貸付けられる。

「貨幣…は，資本主義的生産の基礎の上では資本に転化されることができ…それは利潤を生む。…利潤を生産するための手段としての属性において，貨幣は…一つの独自な種類の商品になる。」(ebd. S. 350-351, 訳, p. 422)「根本前提は，まさに，貨幣が資本として機能するということ，したがってまた資本自体として…第三者に引き渡されるということである。」(ebd. S. 367, 訳, p. 444)

これは，貨幣自体が，利潤を生む資本物神として[125]貸付けられるという事である。故に，厳密には，それは貨幣自体の売却ではなく，貨幣の資本としての機能＝使用価値の売買だが，資本物化により価値増殖力が貨幣自体の自然属性となる限り[126]，この機能を領有するためには

124) これは，平均利潤の源泉に関する事であって，超過利潤の源泉として主体的行為が仮象的に積極化される事を否定するものではない。従って，資本家的活動の主体は，一般的に，資本それ自体に固有な客観的力によって生み出される利潤（実体としては平均利潤）を越えて利潤が特に大である原因として経営手腕等の主体的行為を把握するという分裂的な観念を抱く事になる。

125) 宇野弘蔵氏は，ここで貨幣が資本として存在する事を否定された（『経済原論』(以下，『原論』と略記する）岩波書店，1950年，p. 207;『マルクス経済学原理論の研究』(以下，『研究』と略記する）岩波書店，1959年，p. 207，参照）が，これは，氏が「運動体としての資本」(実際は，運動自体としての資本が表象せられている）という規定に悟性的に固執され，物化による資本概念の階層化が自立的に利潤を生む物（運動体！）たる貨幣を資本として定立するのを理解されなかった事に由来する（三宅義夫『貨幣信用論研究』未来社，1956年，p. 313，参照)。この点は，氏が貨幣は貸し手にとってそのままでは資本ではないと論じられ，貨幣が資本物神としての社会的自然属性を得る（つまり，貨幣の資本としての規定性は，「貸し手にとって」という個別的問題ではなく，社会的妥当性の問題なのである）のを否定される事に表われている。この誤りは，武井邦夫氏によって反復されている（『利子生み資本の理論』時潮社，1972年，p. 18, 181, 241，参照）だけに，利子生み資本が利潤範疇定立での資本物化に基づく事（すなわち，既に利潤論において資本としての規定性を獲得した貨幣がここでは初めから前提されている事）が強調されるべきである（新田俊三「利子附資本の基本的性格について」『経済論究』(大分大)第13巻第2号，1961年，p. 35-36;篠田武司「利子生み資本論に関する一考察」『経済科学』(名大)第22巻第4号，1975年，p. 58-59，参照)。

126) 故に，ここでは貨幣と資本の同一性が現実的となり，貨幣が貨幣として資本機能を果たす（頭川博「利子生み資本範疇と貸付概念」『土地制度史学』第78号，1978年，p. 6;古結昭和「利子生み資本の概念について」『高知論叢（社会科学)』第7号，1979年，p. 13-20，参照）限り，両者の悟性的区別は不可能である。この点で，貸付ける貨幣を「資金」とする宇野氏（『研究』p. 186-189，参

個別的な物的存在としての[127]貨幣の排他的処分権＝所有権の移転が必要とされることになるので，その意味ではこの貸付けは独特な商品としての貨幣の売買とも言えるのである[128]。だが，これが資本物神の譲渡であるという独自性は，貨幣が自立的に自己の維持・増大の過程を経て元の貨幣定在を再定立する事を保証するので，この譲渡は増大を伴う返済を予定する貸付けという形態をとるのである[129]。

「貸しという形態…それは…貨幣が資本として商品になるという規定から，出てくる。」(ebd. S. 354, 訳, p. 426)「それが自分を維持する価値だから，産業資本家は任意に契約された期間ののちには返すことができる。…どの期間にもそれには価値が生えるので，産業資本家もこの剰余価値を…貸し主に支払うことができる。」(*MEGA*. II /3・4. S. 1459, 訳, p. 415)

かくて貨幣は，貸付けられ利子を伴って復帰する利子生み資本となる。以上から，利子生み資本が，生産過程の資本関係の物象化・物化を究極の根拠として[130]，自立的に過程を経て利潤を生む貨幣を定立する，資本物化の全過程に基づく事は明らかである。

「利子は，ただ…現実の生産過程で生産手段の姿をとる価値が，独立な力として，生きている労働力に対立しており，不払労働を領有するための手段になっているということの表現でしかない…。」(*K*. III. S. 392, 訳, p. 475)

さて，ここで貨幣は，現実には $G-G-W-G'-G'$ という運動を行うが，利子生み資本としての過程は貸付け—返済 ($G\cdots G'$) であって，そこでは資本の循環は消失している[131]。

「貸付け資本の…譲渡と返済は，任意な，法律的取引によって媒介される運動として現れるのであって，この運動は…資本の現実の運動とはなんの関係もない。」(ebd. S. 360, 訳, p. 434)

つまり，貨幣自体が経済的過程の媒介なしに法律的取引だけによって増殖するのである。

「自分自身にたいする関係，——資本主義的生産過程を全体および統一体として見れば資本はこういう関係として現れるのであり，またこの関係のなかでは資本は貨幣を生む貨幣として現れるのであるが——このような関係がここでは媒介的中間運動なしに単に資本の性格として…資本に合体される。」(ebd. S. 357, 訳, p. 431)

今や，資本物化の過程は，何らの経済的過程の媒介なしにそれ自体として増殖する貨幣の定立

照）は，資本物化の何たるかを理解しておられないと言わざるをえない（下平尾勲『貨幣と信用』新評論，1974年，p. 226-232, 参照）。

127) この限定を付したのは，普遍的存在（価値）としての貨幣に対する所有権が債権として貸手に残るからである。この点は，古結氏（前掲論文，p. 9-13）に学んだが，氏は物化論の欠如の故にこの権利に固執して，普遍的存在の個物への物化が個物としての貨幣の所有権の移転を必然ならしめる事を看過されている。

128) 頭川，前提論文，p. 3-11, 参照。但し氏は，古結氏も指摘する様に（前掲論文，p. 7-12, 参照），個別的存在の所有権と普遍的存在に対するそれを区別されないため，個物としての貨幣に対する「全能の」所有権に普遍的存在の返済という問題を混入させて，所有権の期限付き移転という混乱に陥っておられる（注129）参照）。

129) 頭川氏は，貸付形態の根拠として資本の回転期間を論じられる（前掲論文，p. 11, 参照）が，期限とは返済に関するかなり任意な約定条件であって回転期間に規定されない。問題は，個物としての貨幣の所有権が全面的に移転しても必然的に新たな個物として普遍的存在が再定立される貨幣の自己再生力にある。この故にこそ，貨手は個物としての貨幣を手放しても価値に対する権利を保持しうるのである。尚，この事からして，貸付が初めて貨幣を資本にするという宇野氏の論理（『原論』p. 259, 参照）は，逆さまである。

130) 飯田裕康『貨幣・信用論』同文館，p. 131-132, 参照。但し氏は，具体的展開をなされていない。思うに，利子生み資本定立の根拠として平均利潤のみが強調されて，事実上競争論的処理が行なわれ，マルクスの資本一般としての利子生み資本定立（三宅義夫『マルクス信用論体系』日本評論社，1970年，p. 3-26, 285-300, 参照）という論理が反故にされる原因は，利潤論での物化論の欠如が資本物化の段階的論理における生産過程論と総過程論の関連を分断する事ではなかろうか。

131) 故に，この範式は循環との直接的関連の強調（宇野『研究』p. 187;『経済学方法論』（以下，『方法』と略記する）東大出版会，1962年，p. 271, 参照）ではない。

にまで進展したのである[132]。

この様な資本物化の進展は，「法物神化」をも進展させる。すなわち，ここで貨幣は経済的過程を経ずに自己増殖するが，それには貸付け—返済という法律的行為[133]の媒介が必要なのであり，この行為の根拠が貨幣の名義に他ならぬ限りは，この貨幣の名義こそが価値増殖の根拠たる社会的支配力＝資本として，また社会的諸関係の根幹たる基礎的生産関係として現れる[134]。

「100ポンドをもっているということが，その所有者に，利子を引き寄せる力…を与えるのだということは，明らかである。」(ebd. S. 351, 訳, p. 423)

かくて資本主義的所有関係は，経済過程との関連を一切失った，貨幣の単なる法律的所有権という純粋な「法物神」と化したのである。

だが，以上の「法物神」の完成も，機能資本において利潤の根拠として現れる貨幣所有権＝「法物神」を消失させはしない[135]。何故なら，機能資本家も貸付けという独特な形態を通じてであれ貨幣の法律的所有権を得るし[136]，そもそも自己所有資本がある限り貨幣の名義が利潤の根拠＝資本として現れる「法物神化」は依然妥当するからである。だが，この「法物神」と利子生み資本のそれとは質的区別をもつ。何故なら，利子と企業者利得の質的分立[137]から明らかな様に，二つの収入の根拠として現れるそれぞれの「法物神」は資本の異なる規定性の転倒的表示だからである。

「二つの範疇〔利子と企業者利得—浅見〕はそれぞれ…資本の別々の規定性に関係している。」[138] (ebd. S. 389, 訳, p. 470)

132) この点を，利子が需給に規定される（宇野『研究』p. 223, 参照），また産業資本の再生産を根拠とする（鎌倉孝夫「資本の理念と擬制資本」『社会労働研究』第19巻第3・4号，1973年，p. 177）という理由で否定する見解は，第1に，マルクスが経済的過程の媒介の消失を問題としている事を看過し，第2に，現実的仮象の存在を実体的根拠で否定する非論理を犯すものである。そもそも問題は，利子の質的根拠であって，その量的変動の原因ではない（寺田稔「利子生み資本と資本の物神性（下）」『立教経済学研究』第23巻第2号，1969年，p. 180, 参照）。

133) ここで，資本としての機能の売買という経済的内容は，資本の貨幣への物化によって隠蔽されているが，更にこの法律的行為は，利子をもたらす事から経済的なものに転倒する。飯田繁氏は，この二重形態を指摘される（『利子つき資本の理論』日本評論社，1954年，p. 67, 参照）が両者を二元的に並置されてしまっている。

134) マルクスの「所有としての資本」(*K.* III. S. 392, 訳, p. 475) という規定が注目されるべきである。また，В. П. Шкредов, *Метод исследования собственности в «Капитале» К. Маркса.* Изд-во. Моск. ун-та., 1973, стр. 144–151; 篠田，前掲論文，p. 71; 富山康吉『現代資本主義と法の理論』法律文化社，1969年，p. 167–168; 飯田裕康「擬制資本の論理」『三田学会雑誌』第55巻第4号，1962年，p. 47, 参照。

135) 「機能資本における『法物神』」というのは，形容矛盾の様に映るであろうが，これは「機能資本」という範疇が，主に利子生み資本との対照において，価値増殖過程を運動するという規定性において定立されるもので，その価値増殖過程の内的構造（資本関係の物象化・物化に基づく，所有者の意志的支配行為という経済的所有の無内容化・法律化）を把握する位相にあるものではないからである。つまり，「機能資本」という範疇だけからは，その所有者が機能しているかどうかは論定しえないのである。尚，しばしば理解されない事であるが，「機能資本」と利子生み資本の対立性は，資本家が機能するか否かという点を基礎とするのではなく，物象的定在としての資本のあり方（価値増殖過程を運動するか否か）を基礎とするのであって，まさにこの対立に規定されて，資本の人格化としての資本家の規定性も対立性をもつのである。

136) マルクスの「所有は譲り渡されない」(*K.* III. S. 359, 訳, p. 434) という表現は，普遍的存在としての貨幣＝価値の所有権に関するものと考えられる（古結，前掲論文，p. 12, 参照）。法律上は，普遍的存在の所有権は，債権として，個物たる貨幣の所有権から区別される（富山，前掲書，p. 24–25, 31–32, 参照）。

137) これは，何よりも収入の形態的根拠の分裂なのであって，自己資本利子や資本家の主観を根拠とする（宇野『方法』p. 289–290, 参照）ものではない。

138) この点で，非所有資本家は理論的には資本の人格化でないとする（宇野弘蔵『経済原論』（全書版）岩波書店，1964年，p. 204, 参照）のは，物象の人格化の何たるかを理解しないものである。もと

では，両者は各々いかなる規定性の表示か。まず，機能資本の「法物神」は循環過程を運動する資本物神の名義だが，利子生み資本のそれは全く循環から分離した資本物神の名義である，という対立から，前者がこの過程内の資本の規定性を表示し，後者が過程外のそれを表示する事が理解されよう。

「利子に対立する産業利潤は，過程外の資本に対立する過程内の資本を…表わしている。」(*MEGA*. II /3・4. S. 1490, 訳, p. 463)

ここで，過程内の資本の規定性は容易に推察できる。つまり，それは過程を経て自己増殖する貨幣に物化した生産過程の支配—従属関係という規定性である。だが，問題は過程外の資本の規定性である。

「生産過程にはいる前から存在している資本[139]は，労働が他人の労働として資本に相対し，資本そのものが他人の所有として労働に相対するという，対立である。この資本では対立的な社会的規定性が表現されているのであり，この規定性が，過程そのものから切り離されて，資本所有そのものにおいて表わされている。」(ebd. S. 1474, 訳, p. 440)

つまり，利子生み資本の「法物神」に表示されるのは，蓄積論で定立され展開された資本家の所有と労働者の無所有との階級的所有関係なのである[140]。それは社会的生産関係ではあるが，再生産の前提及び結果として過程の外に存する資本関係なのである。そしてこれは，この階級性が再生産の経済的必然として実現されるが故に，法律的には他の人格一般を排除する私的所有権一般としてしか現れないが，しかし同時にそれのみで階級性が実現される，資本存立のための不可欠の規定性なのである。

「私的所有者によって代表されるということは資本の本質的な条件であった，このことなしではそれは賃労働に対立する資本にならない[141]。」(ebd. S. 1471, 訳, p. 436)

とはいえ，以上の「法物神」の分裂は，両者が質的に異なる諸収入の根拠として現れる対立関係において，相互差別的に資本の規定性を表示した限りでの事であって，決して利子生み資本の「法物神」が過程する資本物神に，従ってまた生産過程の支配—従属関係の物象化・物化に基づかないという事を意味しない点に留意する必要がある[142]。

以上の様に，利子生み資本での「法物神」の完成は，他方に機能資本における経済過程との関連を残した「法物神」を対立的に存在させている限りで，純粋な「法物神」は社会全体における妥当性を獲得していない。だが実は，両資本の貨幣貸借における対立関係を固定する限りでは機能資本における「法物神」の消失という一層転倒的な仮象が成立する。つまりこうである。第1に，利子生み資本では，貨幣の純粋な名義が資本所有として現れるので，これとの対立においては過程の意志的支配行為を伴う機能資本における貨幣所有権は，固有の資本所有ではないものとして現れる。従って第2に資本物神の純粋な名義こそが資本であるという「法物神化」された世界では，利子生み資本にのみ帰属せられた固有の資本所有＝「法物神」だけが固有の資本として現れる。

もと，資本＝物象の規定性の分裂に基づいた収入の質的分立により，資本の人格化が分裂するのであるから，自己所有資本家という先験的な「理論的」前提から資本の人格化を語るべきではないのである。

139) これは，流通過程にある資本ではない。『学説史』では，生産過程が再生産過程と同義に用いられる場合がある (Vgl. *MEGA*. II /3・4. S. 1456, 訳, p. 410, S. 1473, 訳, p. 438.) 事からして，これは再生産過程外の資本と解されるべきである。

140) 本稿 (1), p. 105-106, 参照。

141) これは，私的所有を基礎的生産関係とする論理ではなく，資本—賃労働の対立関係は，客体的生産諸条件の私的所有者という形で労働者＝無所有者に対立して資本が人格化するのを不可欠とする事を強調するものである。つまり，論理的には，これは資本の人格化の問題であって，その根底にある資本関係の問題ではないのである。

142) つまり，収入の分裂が，利子生み資本の「法物神」と機能資本の資本物化との関連を分断する事によって，利子生み資本の「法物神」を自立化させるのである。

「利子生み資本は，機能としての資本にたいして，所有としての資本である。」(*K.* III. S. 392, 訳, p. 475)「機能資本家は…資本の非所有者として想定されている。資本の所有は…貨幣資本家によって，代表されている。」(ebd. S. 387, 訳, p. 468)「資本の独自な社会的規定性という契機…が〔資本所有に一浅見〕固定され，したがって利子が，この関連において資本の生み出す剰余価値部分として現れる」(ebd. S. 395, 訳, p. 479)

かくて第3に，機能資本家の産業利潤は，資本所有ではなく，過程に不可避的に伴う企業家の機能の産物＝企業者利得として現れる。

「利潤のうち能動的資本家のものになる部分は…企業者利得として現れるのであって，この利得は，ただ彼が再生産過程でこの資本を用いて行なう操作や機能だけから…発生する。」(ebd. S. 387, 訳, p. 468)

以上から，機能資本の「法物神」は仮象的に消失するが，利子と企業者利得の対立はこの仮象を一層展開させて，機能資本から資本の規定性一般をも消失させる。何故か。第1に，資本の固有の規定性が利子生み資本の「法物神」に帰属せられるからである。

「資本の独自な社会的規定性は資本利子という表現においてすでに特別な存在様式を受け取っている。」(ebd. S. 395, 訳, p. 479)「労働にたいする資本の対立が…利子生み資本のなかに移されるので，この搾取過程そのものも単なる労働過程として現れるのであって，そこでは機能資本家もただ労働者がするのとは別の労働をするだけである。…この機能の特定の，資本主義的な性格は捨象されている。」(ebd. S. 396, 訳, p. 480)

もちろんこれは，この限りでは利子生み資本と機能資本の対立関係を固定した場合の仮象にすぎず，機能資本における自己所有資本や生産過程の支配—従属関係が問題となれば即消失する。だが，まさに機能資本自体が生産過程の資本の規定性を捨象する構造をもつならば，この仮象は現実的となる。つまり，既述の様に生産過程の支配—従属関係が物象化・物化する事により生産・労働一般の自然必然性として現れるので，資本家が何らかの活動をするとしても(労働支配を行う場合でさえ)，彼の行為は労働過程一般の労働としてしか現れないのである。

「監督や指揮の労働が資本の対立的性格，資本の労働支配から発生するかぎりでは…この労働は…すべての結合された社会的労働が個々の個人に特殊な労働として課する生産的な諸機能と直接かつ不可分に混ぜ合わされている。」[143] (ebd. S. 399-400, 訳, p. 484-485)

かくて，機能資本自体の構造がその資本としての規定性を捨象するなら，既述の仮象は現実的となり，利子生み資本の純粋に法律化した「法物神」だけが唯一絶対となって，「法物神化」はその極限を見る事となる。ただ，この論理は直接に利子生み資本との対立関係にない自己所有資本には妥当しないので，その限りでは社会全体において純粋に法律化した「法物神」が妥当性を獲得したわけではない。そのためには，機能資本自体における純粋に法律化した「法物神」の定立が前提されねばならないのである。

3. 株式資本における「法物神」の定立と「資本所有の潜在的止揚」

前節で指摘された，機能資本における経済過程との関連を残した「法物神」の並存という，利子生み資本において完成された「法物神」の社会的妥当にとっての否定的契機は，株式会社形態において機能資本でも純粋に法律化された「法物神」が定立される事によって基本的に解消する。

では，この「法物神」の定立はいかにしてなされるか。蓄積過程での資本規模の飛躍的拡大・諸資本の集中への傾向は株式会社を生む[144]が，これをマルクスは次の様に規定する。

「資本が，ここでは直接に，個人資本に対立する社会資本（直接に結合した諸個人の資本）の形態を

143) 資本機能の労働一般への解消という立論を資本家の主観による企業者利得の根拠づけと解する見解(宇野『方法』p. 287-292；日高普「利潤の分割について」『経済志林』第39巻第3号，1971年，p. 199, 参照)は，この立論が，第1に，企業者利得の定立を前提した転倒に関するものである事，第2に，生産過程の資本物化に基づき，支配機能が一般的諸機能に解消するという現実的根拠をもつ事を看過している。

144) Vgl. *K.* I. S. 655-657, 訳, p. 816-818.

とっており，このような資本の企業は個人企業に対立する社会企業として現れる。それは，資本主義的生産様式そのものの限界のなかでの，私的所有としての資本の止揚である。」(ebd. S. 452, 訳, p. 556-557)

そして彼は，この規定から資本機能と資本所有の分離を展開する。

「現実に機能している資本家が他人の資本の単なる支配人，管理人に転化し，資本所有者は単なる所有者，単なる貨幣資本家に転化する…。」(ebd. S. 452, 訳, p. 557)

これは，私的諸資本の結合たる株式会社に必然的である。何故なら，第1に，その資本機能は結合資本全体に関するものだが，各資本所有はどれも全体資本を覆いつくさないので[145]，現実資本全体の統一性[146]が，諸個人の私的所有の規定性から資本機能を分離する事を要求するからである[147]。但しこれは，資本機能を担う者と資本所有者との肉体的分裂とイコールではなく，両人格の規定性の分離にすぎないので，その限りでは所有が機能資本家という人格規定の根拠ともなりうる。だがその場合も，機能はあくまで他人所有も含む結合資本全体に関わるのだから，彼は所有者という人格とは異なる人格を持つ訳であり[148]，従って両人格が資本の異なる規定性の人格化としてカテゴリー的に分裂している事に変わりはないのである[149]。

145) 田坂元「株式会社にかんする原理的一考察」『経済学雑誌』第55巻第3・4号，1966年，p. 79；有井行夫「現代資本家論とマルクスの人格・所有理論（下）」『金融経済』第188号，1981年，p. 54, 参照。

146) 川合一郎『資本と信用』有斐閣，1954年，p. 291；有井行夫「株式会社と資本の人格化」『経済学論集』(駒大) 第11巻第3・4号，1980年，p. 348, 参照。

147) 森杲「株式会社における所有」『経済学研究』(北大) 第28巻第4号，1978年，p. 42, 参照。

148) 同前，p. 46；白川清『制御資本主義論』亜紀書房，1981年，p. 115；古結昭和「株式資本論の方法と原理的展開」『一橋論叢』第72巻第2号，1974年，p. 65, 参照

149) 有井行夫「『所有と機能の分離』と機能資本家規定」『経済と経済学』第36号，1975年，p. 128-129, 参照。

さて，機能と所有の分離の第2の理由は，まさに先に留保された機能者と所有者の肉体的分裂である。ではその根拠は何か。ここで我々は，株式会社の法律的所有形態から，その基礎である現実資本の構造へと問題を転換せねばならない。つまりこうである。株式会社の現実資本は，蓄積過程の論理からして相対的に大規模である傾向をもち，従って独自に資本主義的な生産様式・組織された労働様式をより発展させていると論定できる。

「それ自体として社会的生産様式の上に立っていて生産手段や労働力の社会的集積を前提している資本…。」(ebd. S. 452, 訳, p. 556)

となれば，そこでは資本家―労働者の支配―従属関係の，自立化した労働組織自体[150]への物象化や機械体系への物化が発展する事により，労働組織自体や機械体系によって労働支配が実現するので，利潤は生産及び労働の自然必然性として創出される事となる[151]。従って，その限りでは資本所有者は資本機能を担う必要もないし，また体系的に複雑化しているこの機能を担う事もできない訳である[152]。

150) 森杲氏は，これを所有の無力化の産物とされている（前掲論文，p. 46, 参照）が，むしろ所有の無力化を可能にする根拠がそこにあるのではなかろうか。

151) この点で，スミスが，特権なしで株式会社が成功する場合として「あらゆる活動を日課に」，「変更する余地のない型にはまった方法に還元してしまえる事業」(A. Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, ed., with an introduction, notes, marginal summary and an enlarged index by Edwin Cannan, Methuen & Co. Ltd., 4th ed., 1925, vol. II, p. 246, 大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富 (4)』岩波書店，1966年，p. 116) を挙げ，ゾムバルトが株式会社のメルクマールとして「資本関係の物象化」，「あたかも自動的に機能する資本」(W. Sombart, *Der Moderne Kapitalismus*, Bd. 2, 1. Halbband, München und Leipzig Verlag v. Duncker & Humblot, 1924, S. 151) を挙げているのは，誠に興味深い。

152) 神田忠雄「『経営者支配』について」『経済志林』第30巻第4号，1965年，p. 27；石渡貞雄「『所有と支配の分離』は存在するか」『社会科学年報』(専大)第16号，1981年，p. 20, 参照。

「一般に株式企業…は，機能としてのこの管理労働を…資本の所有からますます分離して行く傾向がある。」(ebd. S. 401, 訳, p. 486)

かくて，資本機能が，自立化した労働組織及び生産過程の資本物神に移され[153]，所有者は一般に利潤の分配に関わるだけで[154]，その基礎たる資本機能を担う事なく利得を実現する訳である。この様に株式会社は，まさに現実資本の物象化・物化に基づいて，明示的に資本機能と資本所有を分離するのである。

さて，こうした分離によって，所有者は資本の名義＝法律的所有権だけで現実資本が生む利潤の分配に与れるので，この利得は単なる資本所有の果実＝配当として，株式は単なる配当請求権として現れる。ここに，機能資本でも，資本の単なる名義が価値増殖の根拠たる社会的支配力であり，従って基礎的生産関係としての資本であるという「法物神」が定立されたのである。だがこの「法物神」は，資本の持分名義として現実資本への依存を示しているので，単なる法律的所有権が配当の根拠として現れる事態に対する否定的な表象を並存させている。とはいえ，この現実資本への依存という関連も，一層の資本物化に基づいて切断される。

では，この切断はいかにしてなされるか。既述の様に配当は単なる資本所有に基づく利得なので，それは利子との形態的同一性を有する。

「総利潤は，ただ利子の形態[155]でのみ，すなわち資本所有の単なる報償としてのみ，受け取られる…。」(ebd. S. 452, 訳, p. 557)

だが，両者が形態的同一性をもつならば，株式→配当の関連が利子生み資本の運動部面に包含される。これは，株式市場によって内容的にも確立される。こうなると，貨幣資本→利子という関連と株式→配当という関連が競争関係に立つので，株式は配当を利子率で資本還元した価格＝擬制資本価値を得て，「配当の利子化」傾向[156]が成立する。

「利潤はここでは純粋に利子という形態をとるのだから，このような企業は，それらが単なる資本利子だけしかあげないような場合にもなお可能である…。」(ebd. S. 453, 訳, p. 558)「利子生み資本という形態に伴って，確定した規則的な貨幣収入は…すべて資本の利子として現れる…。まず貨幣収入が利子に転化され，次に利子に伴ってそれを生みだす資本も見いだされる。」(ebd. S. 482, 訳, p. 594)

かくて，擬制資本価値をもった株式が，現実資本から分離されて，それ自体で配当という名の利子を生む事を社会的自然属性とする資本物神となる[157]。この様に資本の規定性が株式自体に物化する事の現実的根拠は，株式の譲渡自由や有限責任制という形態的諸条件では説明しきれない[158]。何故なら，株式譲渡は既にそれの資

153) 故に，あえて支配の究極的主体を問えば，それは経営の資本物神及び組織自体であろう（馬場克三『株式会社金融論』（改訂増補版）森山書店，1978年，p. 291, 参照)。

154) この点では，V. パーロが所有者の支配方法を分配次元で列挙しているのが象徴的である（浅尾孝訳『最高の金融帝国』合同出版，1958年，p. 65–67, 参照)。

155) これは，所有に基づく収入という意味である（寺田稔「マルクスの株式会社論についての一考察」『立教経済学研究』第24巻第3号，1970年，p. 226, 参照)。

156) これを，ヒルファディングは「利潤うみ資本が利子うみ資本の形態に転化すること」(R. Hilferding, *Das Finanzkapital*, mit einem Vorwort von Fred Oelsner, Dietz Verlag, 1955, S. 144, 林要訳『金融資本論』大月書店，1961年，p. 172) というが，それは利潤うみ資本の転態ではなく，その新たな形態的展開にすぎない。

157) 宇野氏は，これを「資本が繰り返し行われる循環運動をなす価値の運動体としてありながら商品化する」(『原論』p. 512) とされるが，これは現実資本と配当請求権とを混同する謬論である（後藤泰二『株式会社の経済理論』ミネルヴァ書房，1970年，p. 184–203；寺田「利子生み資本と資本の物神性（下)」p. 175；高橋精之，「株式会社の研究（二)」『社会労働研究』第11巻第12号，1964年，p. 115, 参照)。また伊藤誠氏は，これが「産業資本自体にたいする所有持分の取引」(「株式資本論の方法と展開」『経済学論集』(東大) 第37巻第1号，1971年，p. 20) である事を根拠に，産業資本の商品化を論じられるが，氏は株式が現実資本から分離しているからこそ売買され擬制資本価値を得るという形態的問題を見失っておられるのではなかろうか。

158) この資本物化が株式会社に固有な事からして，その根拠の問題は株式会社の本質規定に関わる。こ

本としての売買なので，株式自体に資本の規定性が物化している事を前提しているし，また有限責任制は確かに株式譲渡を促進するが，それ自体は資本の結合形態の法律的表現にすぎないので，資本物化の経済的根拠ではないからである[159]。ではこの現実的根拠は何か。ここで我々は，再び現実資本の構造へと問題を転換せねばならない。つまりこうである。既述の様に，株式会社の現実資本は支配—従属関係の物象化・物化により，労働一般の自然必然性として利潤を創出する。まさにこの利潤創出の自然必然的安定性[160]こそ，株式資本として結合される貨幣の所有を初めから資本所有とさせ，また株式自体を「確定した規則的な貨幣収入」たる配当を生む資本として譲渡させ，更に現実資本の危険性の低下により有限責任制が可能となって利子生み資本の運動部面に包含される株式市場を成立させた根拠なのである。以上から，株式という資本物神の定立は，究極的には現実資本における支配—従属関係の物象化・物化を根拠とする事がわかる[161]。従って，利子生み資本と株式資本との，資本所有→収入という形態的同一性は，まさにこの同一の現実的根拠に基づいていた訳である[162]。

さて，以上の資本物神の完成を基礎として，「法物神」も完成される。すなわち，擬制資本価値をもった株式自体が配当という名の利子を生むので，株式本来の現実資本との関連（現実資本の持分名義）が断ち切られ，株式自体または擬制資本価値に対する名義＝法律的所有権が，価値増殖の根拠たる社会的支配力＝資本として，基礎的生産関係として現れるという「法物神」の完成形態が定立されるのである。

> 「いろいろな会社事業…にたいする所有権は…ただ，この現実資本によって獲得されるべき剰余価値の一部分にたいする請求権を与えるだけである。ところが，この権利が現実資本の紙製の複製になる」(ebd. S. 494, 訳, p. 610)「資本の現実の価値増殖過程とのいっさいの関連は最後の痕跡に至るまで消えさって，自分自身によって自分を価値増殖する自動体としての観念が固められる」(ebd. S. 484, 訳, p. 597)

ここでマルクスは，「法律上の所有権の資本価値」(ebd. S. 484, 訳, p. 597)→利子という関連において「所有権の価値の独立な運動」(ebd. S. 485, 訳, p. 598) を結論している[163]。当然この論理は，現実資本の所有権証である株式に対する名義（株式所有）こそが，株式という資本物神の生む利子を得る根拠たる社会的支配力＝資本として現れるという「法物神化」に帰結する。こうして，所有権証たる株式のそのまた所有権が「法物神」となるという二重の「法物神化」により，株式所有と現実資本との関連が断ち切られて，ついに「法物神」が機能資本においても完成されたのである。これにより，単なる法律的な私的所有権が資本であり基礎的生産関係

れまでの諸説は，この視点を欠いていたために株式会社の本質を株式譲渡自由（馬場，前掲書，p. 49, 参照）や有限責任制（大塚久雄『株式会社発生史論』所収『大塚久雄著作集第1巻』岩波書店，1969年，p. 25, 参照）という形態的条件で論じてきたのである。こうした論理は，資本集中にどんな形態が必要かを明かにしはしたが，何故そうした形態が可能かという現実的根拠を解明する視点に欠けていたのではなかろうか。

159) 馬場，前掲書，p. 47–48, 参照。

160) 鈴木芳徳「利子つき資本と株式会社」『商経論叢』（神奈川大）第6巻第3号，1970年，p. 119；宮田美智也「株主の有限責任制と擬制資本の論理」『金沢大学法文学部論集』第19号，1973年，p. 67–68；中村通義『株式会社論』亜紀書房，1969年，p. 92–93, 参照。

161) 注 158) の株式会社の本質規定論争は，こうした株式会社の現実的根拠の解明を前提すべきではなかろうか。鈴木芳徳氏はこの点を感知しておられるようだが（『信用制度と株式会社』新評論，1974年，p. 96, 参照），理論的に展開されてはいない。

162) この点で，利子生み資本論での所有と機能の分離と個別資本の「所有と経営の分離」とを異質なものとされる篠原三郎氏（『現代管理論批判』新評論，1978年，p. 237–238, 参照）は，生産過程の資本物化という両者に共通な根拠を看過されているのではなかろうか。

163) ここからして，株式資本の利潤が利子形態をとる論理を，マルクスは株式売買に関連して論定していない（伊藤誠，前提論文，p. 17, 参照）というのは，少くとも不用意ではなかろうか。

であるという様に現れる「法物神」の現実的仮象は，より普遍性を獲得して社会的意識として骨化される事となる[164]。

さて，以上の資本主義的所有関係の「法物神化」の完結を踏まえ，これに関連している株式会社の「過渡的性格」が論じられねばならない。まずマルクスの規定を見よう。

> 「株式会社では，機能は資本所有から分離されており，したがってまた，労働も生産手段と剰余労働との所有からまったく分離されている。このような，資本主義的生産の最高の発展の結果こそは，資本が生産者たちの所有に…結合された生産者としての彼らの所有…に再転化するための必然的な通過点なのである。」(ebd. S. 453, 訳, p. 557)

ここで，過渡的性格の根拠が資本所有と資本機能の分離である事は明白である。従って，この過渡的性格を，個人資本の否定の意味における「私的所有としての資本の止揚」(ebd. S. 452, 訳, p. 557) に[165]，ましてや生産・経営一般の「社会化」などに[166]見い出すのは誤りである。そもそも，個人資本の止揚は株式会社だけの事ではないし，「生産の社会化」は資本主義的生産の基本性格であって，何ら株式会社に独自な事ではない。つまり，過渡的性格は，まさに機能において結合資本でありながら諸個人の私的所有権として資本が存する（「法物神」の存在）という株式会社の独自な形態に求められねばならないのである。だからこそ，株式会社の過渡的性格は「法物神化」と密接な関連をもつのである。だが，マルクスの命題では，所有と機能の分離及び「法物神化」が何故過渡的性格を現示するかは明示的でない。では，それは何故なのか。

既述の様に，株式会社では，資本機能と資本所有との完全な分離に基づき，株式自体が利子を生む資本物神として現れたので，この資本物神の名義＝法律的な株式所有こそが社会的支配力たる資本として現れるという「法物神化」が生じた。だが，こうなると法律的な株式所有にこそ資本の規定性が与えられるので，現実資本の経済的過程における諸機能から資本の規定性が消失し，それらは単なる労働過程一般の諸機能として現れる[167]。しかも，既述の様にこの経済過程自体が，「法物神」の根拠たる支配―従属関係の物象化・物化に基づいて価値増殖過程を労働過程一般に解消する性格をもつのだから，この仮象は益々現実的である[168]。だが，こうなると現実資本から全く切断されて固有の資本として現れた資本所有＝「法物神」は，労働一般に無縁でそれを何ら規定しない単なる外被として現れる。以上は，まさにマルクスが利子生み資本論で与えた，資本所有と資本機能との関連についての規定である。従って，この同一の論理が妥当する限り，株式会社についても「資本所有の潜在的止揚」(ebd. S. 457, 訳, p. 562) という規定[169]は妥当する。つまりそこには，生産・労働自体は，固有の資本として現れた資本所有という規定性・形態性を不可欠としない事が明示されている点で，資本の潜在的否定が存するのであり，この意味で新たな生産様式への過渡が示されているのである。

マルクスの言う過渡的性格は以上の様に解さ

164) 本来所有権証にすぎない株式の市場が，資本市場として通用する事実を見よ。
165) 馬場，前掲書，p. 286, 参照。
166) 中村太和「所有と管理に関する一考察」『経済理論』第156号，1977年；山口正之『社会革新と管理労働』汐文社，1975年，p. 243, 249；平田喜久雄『資本論の論理』法律文化社，1978年，p. 246, 参照。
167) 浅野敏『個別資本理論の研究』ミネルヴァ書房，1974年，p. 218；平田喜久雄，前掲書，p. 244, 参照。
168) マルクスの「資本の規定性の消失」という立論が利子生み資本論のみを根拠とするかの様に理解される篠原三郎氏（前掲書，p. 46-47, 参照）は，まさにこの点を看過されている。利子生み資本・株式資本とも現実資本における資本関係の物象化・物化に基づく限り，そこでの仮象も当然それらを根拠として現実的となる。
169) これは，マルクスの文脈からもわかる様に，資本の規定性を得た単なる所有が生産一般にとって無意味化する事を核心とする（Vgl. *K.* III. S. 455, 訳, p. 559-560)。

れるべきだが，ここで重要なのは，この論理が根本的に資本関係の物象化・物化及び「法物神化」に立脚した転倒的性格をもつ事である。実際，論理の軸となった現実資本における資本の規定性の消失は，資本関係の物象化・物化及び「法物神化」に基づく仮象なのである。それは確かに客観的根拠をもつ現実的仮象だが，資本物神の基底にある支配—従属関係や労働一般の機能者として現れる管理者の資本機能[170]を隠蔽する限りやはり転倒的仮象である[171]。だが，だからといってマルクスの言う過渡的性格が空虚な幻想である訳ではない。第1に，資本が労働・生産を規定しない単なる外被として現れるのが転倒であっても，それは資本主義的生産様式自体が生み出す客観的なものであり，従ってそれは資本が自らを形態性・単なる外被として表示する事である。換言すれば，そこでは資本所有と労働とが全く外的であるという対立関係が，資本自身によって宣言されているのである。

「総利潤は…資本所有の単なる報償としてのみ，受け取られるのであって，この資本所有が今や現実の再生産過程での機能から分離される…こうして，利潤は…他人の剰余労働の単なる取得として現れる…。」(ebd. S. 452-453, 訳, p. 557)

これは，まさに蓄積論で暴露された敵対的所有関係の表示であり，しかもそれが労働・生産にとって外的な単なる形態性に基づく事の，資本主義的生産様式自身による告白である。従って第2に，それは資本主義的生産様式自身が資本所有と労働との対立をまさに対立として諸個人に意識させる点で，「自分自身を解消する矛盾」である[172]。

「これ〔株式会社—浅見〕は，資本主義的生産様式そのもののなかでの資本主義的生産様式の止場であり，したがってまた自分自身を止場する矛盾であって，この矛盾は，一見して明らかに，新たな生産形態への単なる過渡点として現れる」(ebd. S. 454, 訳, p. 559)

つまりそれは，たとえ転倒的観念の問題であっても，観念において矛盾として把握される矛盾に媒介されて初めて資本の止揚が可能となる以上，特筆に値する事なのである[173]。

「資本主義的生産のより未発展な段階ではまだなにか意味のある諸観念も，ここではまったく無意味になる。」(ebd. S. 455, 訳, p. 560)

これは，資本が自らの生む物神性によってその矛盾を隠蔽し，物神性に囚われた意識の資本主義的合理性に基づく諸個人の行為に媒介されて自らを永久化する事を論ずる物象化論にとって特に重要である。何故なら，以上の論理は，資本主義的生産様式が自己を永久化する資本関係の物象化・物化自体が，「法物神」の成立によって自己否定的形態を生む事だからである。ブルジョア的合理性の自己矛盾！

とはいえ，この過渡的性格は資本の現実的止揚の究極の要因ではない。すなわち，過渡的性格＝「資本所有の潜在的止揚」は，あくまで資本を現実的に止揚する矛盾＝階級対立の媒介的契機にすぎず，それ自体は「法物神」の根拠たる生産過程の支配—従属関係に触れるものではないのである。故に，資本所有＝「法物神」の止揚は，生産過程での資本関係の否定に基づいて初めて現実的となる訳である。だが，社会構成の移行では法律的上部構造の変革が不可欠であり，しかも「法物神」が生産過程の資本関係

170) 向坂逸郎『マルクス経済学の基本問題』岩波書店，1962年，p. 365-367；寺田稔「マルクスの株式会社論についての一考察」p. 235-236；岩見昭三「マルクス株式会社論の一考察」『経済学雑誌』第74巻第5号，1976年，p. 77；浅野，前掲書，p. 214-219, 参照。

171) 篠原，前掲書，p. 151-152；角谷登志雄『労働と管理の経済理論』青木書店，1969年，p. 125, 参照。

172) 「生産物を自己自身のものとして認識すること，自己の実現の諸条件からの分離を不法のもの，強制されたものとみなすこと——これはたいへんな意識であり，それ自身資本にもとづく生産様式の産物であり，だからこそその送葬の鐘である。」(*Gr.* S. 366-367, 訳, p. 398-399.)

173) 吉村幸男「『所有と機能の分離』論の一考察」『一橋論叢』第85巻第5号，1981年，p. 90-91, 参照。但し，氏はそれが仮象に基づく事に触れておられない。

の「法物神化」として転倒的に資本の規定性を凝固させている以上，資本の否定としての「法物神」の否定は資本の現実的な否定にとっても重大なのである。

補節　「所有と経営の分離」論と「法物神化」

ここで，以上の株式会社における「法物神化」と「過渡的性格」に密接に関連する，「所有と経営の分離」をめぐる諸問題に触れておこう。

まず，「所有と経営の分離」・「経営者支配」を主張する立場を問題とする。これは一般に，株式所有の分散[174]や法人の株式相互保有[175]などの株式所有構造の変化及び経営の規模拡大・複雑化による専門的経営者の台頭[176]を根拠として，資本所有者の経営からの分離と経営者による支配を論じ，資本家からの，従って資本からの経営の解放や経営者の「中立性」を結論する[177]。これは明らかに，「法物神」の仮象に囚われた論理である。まず第1にそれは，株式所有構造の変化を論拠とする点において，株式の法律的所有権こそ資本であり，資本家の経営支配の核心であるという，「法物神」を自明の前提とする発想をもつ。だからこそそれは，取締役選任権という，経営支配の一つの条件になる可能性しかもたない形式的契機[178]で支配を論じ[179]，経営支配の核心たる利潤創出のための意志的支配行為を等閑に付すのである。さらに第2に，この論理は，株式所有こそ資本であるという「法物神」に基づいて，この資本の規定性を唯一代表する株主の経営からの分離イコール資本の経営からの分離と論ずる点で，まさに「法物神」の成立による現実資本からの資本の規定性の消失という仮象を鵜呑みにするものである[180]。これは，「経営者の中立性」という立論に端的に示される[181]。つまり，「法物神」に資本の規定性が移されるので，経済過程は労働過程一般・経営一般として現れる訳である[182]。

だが，「分離」論が転倒的にではあれ株主＝資本所有者の無機能化として所有と機能の分離を促えた事は確かである[183]。この点では，それは図らずもマルクスの株式会社論の射程内にある。問題は，それが「法物神」の仮象を自明の前提とし，従ってこの分離の現実的根拠たる生産過程の支配—従属関係の物象化・物化及び「法物神化」とそれに基づく表象の転倒性を促えない事にある。その点，経営の自立化→専門経営者の支配という論理の「経営者支配」論は，真の問題に近づいている[184]。だが，これすらもやはり，「法物神化」の仮象に囚われて初めから資本の規定性を捨象した経営一般を論じ，従って利潤を取得する所有者が利潤創出過程を支配せずにすむのは何故か[185]という形態的問題，つまり支配—従属関係の物象化・物化→利潤創出の自然必然化という真の問題を等閑に付し，経営の自立化の根拠たる機械体系及び自立化した労働組織自体による労働の支配を技術一般・労働一般の問題に解消してしまうのである。根本的問題は，資本所有に固有の資本の規定性を付与するという，「法物神」の諸仮象の呪縛である。

では，以上の「分離」論に対し，伝統的マルクス主義はいかに反論するか。それは一般に，所有と経営は日常的機能では相対的に分離するが，究極的支配では所有に基づく経営支配という両者の統一が存する，と論ずる[186]。これは，所有権こそ資本＝支配力であり，所有者こそ資本家であり，経営は資本家が支配するという常識に立脚するが，それは「法物神化」が生む常

174) Cf. A. Berle and G. Means, *The Modern Corporation and Private Property*, The Macmillan Co., 1932, pp. 47–68, 北島忠雄訳『近代株式会社と私有財産』文雅堂，1958年，p. 61–87.

175) 西山忠範『支配構造論』文眞堂，1980年，p. 17–49，参照。

176) Cf. R. Gordon, *Business Leadership in the Large Corporation*, The Brockings Institution, 1945, pp. 67–68, 平井泰太郎・森昭夫共訳『ビジネス・リーダーシップ』東洋経済新報社，1954年，p. 71–105; J. Burnham, *The Managerial Revolution*, The John Day Co. Inc., 1941, pp. 81–82, 武山泰雄訳『経営者革命』東洋経済新報社，1965年，p. 86–87.

177)「分離」論の一般的理論情況については，三戸公『アメリカ経営思想批判』未来社，1966年；村田稔『経営者支配論』東洋経済新報社，1972年，参照。

178) Cf. R. Gordon, *op. cit.*, p. 44, 訳，p. 48; J. Burnham, *op. cit.*, pp. 92–95, 訳，p. 97–100. また，箕輪徳二「『株式会社』についての試論」『経営論集』（明大）第23巻第2号，1975年，p. 116，参照。

179) Cf. A. Berle and G. Means, *op. cit.*, p. 70, 訳，p. 88–89. また，村田，前掲書，p. 6，参照。

180) 浅野，前掲書，p. 231，参照。

181) Cf. A. Berle and G. Means, *op. cit.*, p. 356, 訳，p. 449–450; J. Burnham, *op. cit.*, p. 91, 訳，p. 96. また，占部都美『経営学入門』日本経営出版社，1967年，p. 20，参照。

182) 西山，前掲書，p. 70，参照。

183) См. И. Т. Майборода, *Современный капитализм: собственность, управление, власть*. Изд-во.《Наукова думка》, 1980, стр. 210.

184) Cf. R. Gordon, *op. cit.*, p. 76, 訳，p. 82; J. Burnham, *op. cit.*. p. 82, 訳，p. 87.

185) Vgl. H. Pross, *Manager und Aktionäre in Deutschland*, Europäische Verlagsanstalt, 1965, S. 41–42.

186) См. И. Т. Майборода, Указ. соч., стр. 210. また，宇野弘蔵『経済政策論』（改訂版）弘文堂，1971年，p. 179–180; 角谷，前掲書，p. 37–38; 川合，前掲書，p. 298，参照。

識であり，従ってこれも「法物神」の仮象に囚われている。第1に，それは，株式の相対的多数所有者イコール経営の支配者として，単純に法律的所有権の関係で経営支配を論ずる[187]限りでは，くしくも「分離」論と同様に株式所有こそ資本であり所有者こそ資本家＝支配者であるという「法物神」の仮象を自明なものと前提している[188]。だが，この株式所有は，支配を可能にする一つの条件になりうるものにすぎず[189]，現実の支配は，マルクス主義の論理では経営内の労働者支配に求められねばならないのである[190]。この日常的な利潤創出機能なしの究極的支配なるものは，どれほど経営支配であろうか[191]。第2に，以上からして，この立場は究極的支配者が利潤を創出する機能に関わる（形容矛盾！）という論理を必要とする事となるが，ここに所有と経営の統一を見る事は，株式所有が全能のものとして現れる「法物神」の仮象に囚われて，全く機能から分離した法律的所有権に経営支配という内容を押し込む混乱である。この点は，この立場が所有と経営の統一を資本所有者と経営者の肉体的人格の一致に見い出し，両人格のカテゴリー的分裂を理解しない事に端的に表われる。すなわち，利潤がその根拠たる支配機能から分離されて，配当として単なる株式所有の所産となる「法物神化」に明示される様に，資本所有と経営支配はカテゴリー的に分裂するのであり，たとえ両者が同じ肉体的人格に担われると想定しても，相対的大量所有に，小量だが同質の所有から区別して経営支配という規定性を押し込む事は，資本所有というカテゴリーの混乱なのである[192]。この想定の下でも，資本所有者は所有を基礎に経営者となるにすぎず，あくまで彼は所有者としてではなく機能者として経営者なのである[193]。更に第3に，この立場は，株式所有＝資本＝支配力という「法物神」の仮象に囚われているが故に，以上の規定性の分裂が所有から区別された規定性における利潤創出を可能とし，もって両人格の肉体的分裂を伴う資本主義的経営の基礎が与えられる[194]事を理論化できない。すなわち，固有の資本家＝株式所有者の経営からの分離は資本主義の否定だという論理を伏在させている[195]が故に，この立場は，資本所有のみによる資本家の目的＝価値増殖の実現が資本所有者の経営からの分離を可能にするという論理[169]に思いあたらない訳である。そもそも資本の第一義的規定性は価値増殖であり，従って価値増殖から資本の人格的担い手を論ずべきなのであり（物象の人格化），決して資本家から資本を論ずべきではない[197]。つまり，支配―従属関係の物象化・物化による価値増殖の自然必然化に基づいて成立する，自動的に増殖する株式という資本物神が，その人格化として資本所有のみで利得する株式所有者を定立するのであって，所有者の支配が経営の資本主義的規定性を定立するのではないのである。だからまた，この立場が，所有者の利潤取得をめざす経営への影響力の行使を究極的支配とするのは，全くナンセンスである[198]。何故なら，資本関係の物象化・物化を伴う経営の自立化は，所有者が利潤創出機能自体を担う事を不可能・不必要にするのであり，従ってこの影響力は分配や経営外の利害に関するものだけとなるが[199]，まさにこれは利潤創出機能に従うか，それに反発して墓穴を掘るか（投機的破産）し

187) この点は白川清氏によって指摘されている（前掲書，p. 120, 参照）が，しかし氏はここから資本所有をより限定的に支配＝機能を伴う最低必要資本量以上の所有と規定し直されて（同上，p. 54, 113, 参照）カテゴリーを混乱させておられる。

188) 北原勇「巨大企業における『所有と支配』」『経済研究』（一橋大）第31巻第4号，1980年，p. 294；佐賀卓雄「いわゆる『経営者支配論』について」『商学討究』（小樽商大）第32巻第3号，1982年，p. 2；白川，前掲書，p. 120, 参照。

189) Cf. R. Gordon, *op. cit.*, p. 166, 訳，p. 177. また，森昭夫「『経営者支配』に関する一考察」『国民経済雑誌』第89巻第3号，1953年，p. 41；箕輪，前掲論文，p. 125, 参照。

190) 岡崎守男「資本の所有と支配について」『桃山学院大学経済学論集』第11巻第4号，1970年，p. 67；北原，前掲論文，p. 295, 参照。

191) 寺田「マルクス株式会社論についての一考察」p. 236；中村太和「マルクス株式会社論に関する一考察」『経済理論』第166号，1978年，p. 86, 参照。尚，両氏はこの利潤創出機能なしの支配を認めるが，後述の様にそれは消極的なものである。

192) 川合一郎氏の「他人資本の自己資本化」論（前掲書，p. 289-300, 参照）や馬場克三氏の「所有と機能の分離は資本内部の機能分化に過ぎない」（前掲書，p. 238）という立論などはこの端的な例であろう。

193) 古結「株式資本論の方法と原理的展開」p. 65, 参照。

194) 同前，参照。

195) 角谷登志雄『現代帝国主義と企業』汐文社，1973年，p. 116-117, 参照。

196) 寺田「マルクス株式会社論についての一考察」p. 238；岡村正人『株式会社金融の研究』（新版）有斐閣，1971年，p. 329, 参照。

197) 浅野，前掲書，p. 214-215；有井行夫「現代資本家論とマルクスの人格・所有理論（上）」『金融経済』187号，1981年，p. 75-80；馬頭忠治「資本家概念に関する一考察」『立命館経営学』第18巻第2号，1979年，p. 61-76, 参照。

198) Cf. R. Gordon, *op. cit.*, pp. 156-188, 訳，p. 166-202. また，森昭夫「『企業支配』の概念について」『国民経済雑誌』第94巻第5号，1956年，参照。

199) Cf. I. Burnham, *op. cit.*, pp. 92-94, 訳，p. 97-99. また，森昭夫「『企業支配』の概念について」p. 53, 参照。

かできない消極的なものだからである[200]。以上の様に，ここでも決定的問題は，「法物神」の仮象の呪縛及び現実資本の物象化・物化の論理の欠落なのである。

かくて，「分離」論も伝統的反論も，まさに「法物神」の諸仮象に基づく点で同じ土俵にある事がわかった[201]。両者の相違は，前者が「法物神化」に伴う経営からの資本の規定性の消失に固執し，後者が「法物神」の支配力の万能性という仮象に固執する[202]という事にすぎず，従って両者は「法物神化」に伴う分裂的諸仮象を両極的に代表する訳である。この故に，この対立の止揚はまさに「法物神」及びそれに伴う諸仮象の概念的展開による批判を要求する。この点で，法人の株式相互保有に法人における所有と機能の統一を見る「法人資本主義」論も[203]，法人という存在の自立性に関する含蓄ある分析にも拘わらず，従来の地平を超克するものではない。何故なら，法人は確かに資本物神たる結合資本の人格化として客観的擬制であるが[204]，相変わらず株式所有の次元に留まりつつ自然人所有の呪縛を捨てて[205]この法律的擬制による経済過程の支配を論ずる事は，二重の法律的幻想にすぎないからである[206]。真の批判は，こうした方法によってではなく，まさにこの法律的擬制たる法人の自立化の経済的根拠たる現実資本の自立性・物神性を支え，更にまた「法物神」を背後で支える，現実資本の支配―従属関係の物象化・物化の展開へと問題設定自体を転換する事によって可能となるのである。これによってこそ，経営における資本の規定性の消失と資本所有権の全能性という諸仮象が，この物象化・物化に基づく「法物神化」の双生児と把握され，両者の「竦み合い」とも言うべき対立が対立関係ごと止揚されるのである。

最後に，株式会社の過渡的性格と両見解との関連に触れよう。まず「分離」論は，経営での資本の規定性の消失に基づき，一般に経営者支配による資本主義の否定を結論する[207]。つまりそれは，「法物神」に基づく仮象での「資本所有の潜在的止揚」を資本の現実的廃止と錯覚するのである。だが，これは現に経営に無縁な株式所有が資本として存在し，経営の成果を取得するという資本の形態性・敵対性を捨象し，従って客観的には過渡的性格の核心たるブルジョア的合理性の自己矛盾を隠蔽する資本主義弁護論である。実際，経営者の「中立性」→「公益的行動」→「福祉国家」という「分離」論の幻想[208]が目指されるなら，この「中立性」が仮象にすぎない限り，結局は「公益的に」価値増殖が自然的必然とされて[209]資本主義的経営が永久化されるのである。では，伝統的マルクス主義はどうか。それは，資本所有者の経営支配を論じて，「法物神」としての資本が経営一般に全く外的な単なる外被として現れるという「資本所有の潜在的止揚」の論理を否定し，もって客観的にはブルジョア的合理性の自己矛盾を眠りこませるものである。にも拘わらず，それがマルクスの命題をコマ切れに受容する時，資本所有者の経営支配と資本家の寄生性・無用化との並列という論理矛盾を犯す事になる[210]。だが実は，マルクス主義内部にもこの無用化の論理を軸として，「生産の社会化」

200) Cf. J. Burnham, *op. cit.*, pp. 93–94, 100, 訳, p. 98–99, 105. また，森杲，前掲論文，p. 47–48；北原，前掲論文，p. 296；石渡，前掲論文，p. 39, 参照。もちろん，株主が経営者の背任に対し拒否権的力能を行使する可能性は残る。

201) Cf. P. Drucker. *The Future of Industrial Man*, Heinemann, 1943, p. 100, 田代義範訳『産業人の未来』未来社，1965年，p. 79；T. Nichols, *Ownership, Control and Ideology*, George Allen and Unwin Ltd., 1969, p. 111.

202) 再三再四強調してきた様に，法律的所有権が基礎的生産関係として現れるというのは，それが実際に社会的支配力を有するに至る事を根拠とする現実的仮象だが，まさにそれは，生産過程あるいは労働過程における支配―従属関係こそが物象化・物化して転倒的に現象する事に基づくのであるから，たとえ法律的所有権が現実的支配力を有するに至るといっても，自らの基礎たる現実資本に対して支配的規定性はもてないのである。

203) 宮崎義一『寡占』岩波書店，1972年；奥村宏『法人資本主義の構造』日本評論社，1975年；同前「『所有論』ノート」『証券経済』第135号，1981年；北原，前掲論文，参照。

204) 宮田，前掲論文，p. 72–73；有井「現代資本家論とマルクスの人格・所有理論（下）」p. 54, 参照。

205) この点に関わって，会社自体の自立化を資本「物化」とする諸説が氾濫している（馬場，前掲書，p. 48；田坂，前掲論文，p. 81；鈴木，前掲論文，p. 115；川合一郎「信用制度と株式会社」『国民経済雑誌』第118巻第5号，1968年，p. 59–60, 参照）が，これはあくまで資本物神の法人格化であって物化ではない。これを物化とするのは，物象の人格化の視点を欠落させ，先験的に前提される自然人以外は人格と認めない謬論であり，その限りで資本物化論を混乱させるものである。

206) 富森虔児「巨大会社と『資本家の物化』」『経済学研究』（北大）第32巻第3号，1981年，p. 27–28, 参照。但し，自然人による支配の止揚を「資本家の物化」とされる氏の立論には同意できない。

207) Cf. J. Burnham, *op. cit.*, pp. 102–105, 訳, p. 108–110. また，A. バーリ著，晴山英夫訳『財産と権力』文眞堂，1980年；西山，前掲書，参照。

208) A. バーリ，前掲訳書，参照。

209) 村田，前掲書，p. 101, 参照。

210) См. И. Т. Майборода, Указ. соч., стр. 87–88. また，前川恭一「『所有と経営の分離』に関する一考察」『同志社商学』第15巻第2号，1964年，p. 27, 参照。

や「管理の社会化・管理主体形成」を展開する論者がある。ところが，この立場は，過渡的性格が資本関係の物象化・物化に基づく「法物神」の仮象で定立される事を看過するので，生産・管理一般の社会化及び管理一般の主体形成と映ずる事態の内実が支配—従属関係の社会化や資本機能たる管理の主体形成である点を過小評価する[211]。故にこれは，この形態規定性の物象化した労働・管理組織及びそれの物化した生産条件・管理システムの否定なしに，それらの継続的社会化において過渡を展望する限りでは，実は新しい社会形態への資本関係の移入をもたらすものである。この意味では，マルクス主義内部の過渡的性格を強調する論者も，それが「法物神」の諸仮象で定立されるものであり，資本の現実的否定の究極の要因ではない事を看過していると言わねばならない。マルクスがそれを仮象において展開する論理とそのような「過渡的性格」の意義とが再検討されてしかるべきところである。

第5章　資本主義的蓄積の歴史的傾向と所有変革

1.　本源的蓄積—資本主義的所有関係の創出

蓄積過程での資本主義的所有関係の敵対性の深化とその「法物神化」は資本主義的生産を前提したが，後者はまた資本と労働の集積を前提した。故にこの過程は悪循環を描く。ここからの脱出は，本源的蓄積の想定を必要とする[212]。故に原蓄論は，資本主義的生産という蓄積の条件を定立するという理論体系上の必要に基づく。従ってそれは，「単純再生産」でも留保された資本関係の生成の論理であるが，同時に，後述する様に，資本生成論であるが故に資本の自己永久化の悪循環を脱出する論理でもある。

では，資本の生成はいかに説かれるか。

> 「資本関係は，労働者と労働実現条件の所有との分離を前提する。…だから，資本関係を創出する過程は，労働者を自分の労働条件の所有から分離する過程…以外のなにものでもありえない。」(ebd. I. S. 742, 訳, p. 934)

つまり，資本関係の創出は，生産条件に関する階級的所有関係の成立なのである。但し，それは，個別の「人—物」の法律的な私的所有一般ではなく[213]，この現象形態の背後にある生産条件一般に関する「人—人」の事実的な階級的所有関係である[214]。故にそれは，生産過程の支配—従属関係に規定されて再生産されつつ，後者の存立を媒介する生産関係である[215]。

では，この所有関係の創出の諸契機に関するマルクスの分析を見よう。第1に問題となるのは，農民からの土地収奪である。

> 「画期的なものは，人間の大群が突然暴力的にその生活維持手段から引き離されて無保護なプロレタリアとして労働市場に投げ出される瞬間である。…農民からの土地収奪は，この全過程の基礎をなしている。」(ebd. S. 744, 訳, p. 935-936)

ここで重要なのは，マルクスがこれを農民の土地所有の否定と捉える点である。すなわち，彼によれば，収奪以前は賃金労働者も，更には農奴さえも土地所有者だったのである[216]。だから，マルクスにとっての問題は法律的所有権ではなく，自己再生産の条件の事実的な意志的支配であり，そうした労働者と労働条件との結合一般の否定だったのである[217]。この様に，単なる歴史記述によってではなく，現存する労働者と労働条件の分離から発して歴史を論理的に遡及し，その契機の抽象において資本の生成を捉える方法[218]によって，プロレタリアの創出が論じられたのである。

だが，この所有関係の創出は，資本主義的生産の成立とイコールではなかった。

---

211) この誤りに対する批判については，篠原，前掲書，p. 56-102；仲村政文『分業と生産力の理論』青木書店，1979年，p. 259-323，参照。
212) Vgl. *K.* I. S. 741, 訳, p. 932.
213) Vgl. ebd. S. 794, 訳, p. 999.
214) これを理解しない典型はスターリンである（マルクス＝レーニン主義研究所訳『弁証法的唯物論と史的唯物論』大月書店，1968年，p. 40，参照。また，スドブノフもスターリンと同様の見解を述べている（См. С. И. Сдобнов, *Собственность и коммунизм.* Изд-во.《Мысль》, 1968, стр. 10, 24.)。
215) 本稿 (1), p. 105-106, 参照。
216) Vgl. *K.* I. S. 745, 訳, p. 937-938.
217) 中村哲『奴隷制・農奴制の理論』東大出版会，1977年，p. 227-298；大野節夫『生産様式と所有の理論』青木書店，1979年，p. 171-176，参照。
218) 平田清明，前掲書，p. 399, 442-443，参照。

「一方の極に労働条件が資本として現れ，他方の極に自分の労働力のほかには売るものがないという人間が現れることだけでは，まだ十分ではない。」(ebd. S. 765, 訳, p. 963)

では一体何が欠けていたのか。

「資本主義的生産が進むにつれて…この生産様式の諸要求を自明な自然法則として認める労働者階級が発展してくる。…労働者は『生産の自然法則』に…生産条件そのものから生じてそれによって保証され永久化されているところの資本への従属に任されたままでよい。資本主義的生産の歴史的生成期にはそうではなかった。」「浮浪人にされた農村民は…賃労働の制度に必要な訓練を受けるためにむち打たれ，焼き印を押され，拷問された。」(ebd.)

つまり，欠けていたのは支配—従属関係という基礎的所有関係であり，それが生産過程の資本関係の物象化・物化と相対的過剰人口の形成によって自然必然的に実現されない段階では，支配—従属関係の強力的創出が必要だったのである。ここに，マルクスは資本主義的生産の最奥の根拠を，支配—従属関係が物象化・物化して自然必然化する事に求め，階級的所有関係はそれに規定されて再生産されるとしている事がわかるが，更に我々が肝に銘ずべきは，この自然必然性のない資本の生成期では，支配—従属関係が物神性に隠蔽されずにむき出しの形で発見される事である。生成論であるが故の基礎的所有関係の歴史的発見，これによる資本物神・「法物神」の歴史的批判，これこそ原蓄論の核心なのである。

さて，貨幣などの生産諸条件の所有者の形成へと問題を進めよう。マルクスは，借地農業者について，ベーリフ→メティエ→本来の借地農業者という緩慢な過程と共に，16世紀の貨幣価値の下落による富の形成を決定的跳躍点として指摘する。では本来の産業資本家はいかに生成するか。まずそのためには，国内市場の形成が論理的前提となる。そして，この根元はまさに労働者と労働条件との分離である。

「農村民の一部分が遊離せられるのにつれて，この部分の以前の食料もまた遊離せられる」(ebd. S. 773, 訳, p. 973)「以前は，農家は生活手段や原料を生産し加工して，それからその大部分を自分で消費していた。これらの原料や生活手段は今では商品になっている。」(ebd. S. 775, 訳, p. 976)

つまり，基本的生活条件だった土地の農民からの分離が，農民の生活条件を全て商品とし，他人の所有とする事が，既に国内市場の形成なのである。以上を論理的前提として，マルクスは産業資本家生成の歴史的前提を論ずる。

「中世からすでに二つの違った資本形態が存在してきた。すなわち…高利資本と商人資本とがそれである。」(ebd. S. 778, 訳, p. 979)

だが，両形態の産業資本への転化は封建制度と同職組合制度が妨げていた。マルクスは，この制限が家臣団の解体と農民からの収奪によって解消されると論ずる。何故なら，

「資本の創成は，貨幣財産として存在する価値が…一方では労働の客体的諸条件を購入することができるようになり，他方では生きた労働自体を，貨幣と引換えに自由になった労働者から手にいれることができるようになるということで，単純におこなわれる[219]」(*Gr.* S. 406, 訳, p. 442)

が，これを可能とするのが客体的生産条件と労働者の分離だからである。故に，問題は貨幣財産の形成にしぼられる。マルクスが展開する，植民制度・公債・近代的租税制度・保護貿易制度は，まさにその過程の槓杆なのである。かくて，この貨幣財産の生産条件への転化が階級的所有関係を定立する訳である。

以上の原蓄論は，資本関係生成論であるだけではない。階級的所有関係と支配—従属関係が資本の不可欠の条件であり，従って資本主義的生産自体により恒常的に再生産されねばならぬ[220]限り，原蓄論はまさに資本の本質の歴史論的告発なのである[221]。こうした論理は，「近代植民理論」で明示的に確認されうる。

219) この立論は，階級的所有関係の定立という意味での資本の創成に関するものにすぎないのであって，それ自体は，支配—従属関係という基礎的生産関係としての資本関係の成立でない事は既に述べた通りである。

220) Vgl. *K.* I. S. 742, 訳, p. 934; *Gr.* S. 411, 訳, p. 447.

221) 平田清明，前掲書，p. 412-428, 参照。

「ウェイクフィールドの大きな功績，それは…植民地で本国の資本主義的諸関係についての真理を発見したということである。」「彼が発見したのは，資本は物象ではなくて，諸物象によって媒介された人と人とのあいだの社会的関係だということである。」(*K*. I. S. 793, 訳, p. 998-999)

つまり我々は，これと同様に，資本の生成において現存する資本関係の本質を発見する事により，資本蓄積自体の生む資本物神・「法物神」の諸仮象の清算を可能にし[222]，もって物神性に囚われた意識の資本主義的合理性に基づく諸個人の行為に媒介されて資本が自己を永久化する悪循環からの脱出を可能とする地平に立ったのである。

2. 資本主義的蓄積の歴史的傾向と所有変革

資本蓄積は，資本物神・「法物神」を自ら定立する事によりその歴史的形態規定性を隠蔽し，もって自己を永遠の形態として表出する事を通じて自己を永久化する。故に，この限りではその歴史的傾向は現出しない。だが，今や我々は，「法物神」の仮象においてではあれこの永久化自身が生む資本の潜在的止揚を捉え，更に原蓄において資本物神・「法物神」を清算する資本の歴史的形態規定性を発見している。まさにこれにより，資本蓄積の発展傾向は，歴史的形態たる資本の発展傾向＝資本主義的蓄積の歴史的傾向として現れる。だがその論理は，資本には生成ある故に消滅ありというア・プリオリな断定ではなく，あくまで資本蓄積に内在して傾向的に展開されるものでなければならないのである。

以上を踏まえてマルクスの論理の分析に入るが，まずその一般的な性格に触れたい。それは，「歴史的傾向」論は何故所有論か，という問題である。一般には，スターリン的な所有論[223]に基づき，基礎的生産関係が生産手段の所有なので生産様式の交替は所有論として説かれる，と解される。だが，生産諸関係の究極の根拠を直接的生産過程の関係とし[224]，それが所有諸形態（客体に対する主体の意志的支配の形態，社会的な階級的所有関係の形態およびスターリンらのいう生産手段の帰属などの法律的所有の形態）を規定する事[225]を解明した我々にとっては，何故所有論かが改めて問われる。では何故か。ここでの対象は，資本主義的生産様式の過程的傾向である。だが，生産様式の移行を問題とする限り，上部構造を含む社会構成の変革が関わるのであり[226]，意識的変革たらざるを得ぬ資本の否定では殊にそうである。故にそれは，生産様式の発展が法律的所有の基礎＝事実的所有関係を変革する論理を解明し，もって上部構造の変革に連結する所有論でなければならないのである。

さて，マルクスの展開の分析に移ろう。第1に彼は，資本の生成とは何かを問う。彼によればそれは，隷属の単なる形態転化でない限り，自己労働に基づく私的所有の解消である。ここで彼は，資本の生成が否定するものの規定により資本の歴史的形態規定に迫るのである。ではそれはいかに規定されるか。まず所有主体の形

222) マルクスが，この発見を，ブルジョア的仮象の代弁者たる経済学者に語らせている事が決定的に重要である。つまり，原蓄論の独自な意義は，資本蓄積自体が生む物神的諸姿態の欠如が促すその諸姿態の批判であり，従って本来の蓄積との差別性こそが原蓄論の生命である。この点で，両者の同一性に原蓄論の意義を見い出される平田清明氏（前掲書，p. 417-418, 参照）の立論は，原蓄論が独自に展開される論理的意義を曖昧にする（同前，p. 418, 参照）事になりはすまいか。

223) И. В. スターリン，前掲訳書，p. 38-42, 参照。

224) 既に述べた様に，直接的生産過程の支配—従属関係は，意志的支配者—被支配者の関係という意味で基礎的な経済的所有関係であるが，マルクスが「歴史的傾向」論で問題にしている所有形態はその次元のものではなく，この基礎的所有関係に規定される事実的な所有の諸形態（本文後段の「所有諸形態」に関する注記を見よ）であるので，誤解を避けるためにここでは所有関係という表現を控えた。

225) 本稿 (1), p. 105-106; 馬頭，前掲論文，p. 76, 参照。

226) Vgl. *MEW*. ⑬. S. 9, 訳, p. 6-7.

態が規定される。

「私的所有は，ただ労働手段と労働の外的諸条件とが私人のものである場合にのみ存立する。」(ebd, S. 789, 訳, p. 993)

ここでこの所有形態は，相関する二重の規定，つまり私人の，生産条件に対する意志的支配（①）に基づく，生産物の領有（②）という規定を受け取る。次には，「自己労働」という所有客体存立の根拠，つまりそれを生む過程としての領有[227]の形態＝生産様式が規定される[228]。

「この私人が労働者であるか非労働者であるかによって，私的所有もまた性格の違うものになる。」「労働者が自分の生産手段を私的に所有しているということは小経営の基礎であり，小経営は，社会的生産と労働者自身の自由な個性との発展のために必要な一つの条件である。」(ebd.)

つまりそれは，小経営的生産様式に基づくが故に，自己労働の所産たる客体の所有なのである。マルクスは，労働者による生産手段の私的所有を小経営の基礎と言うが，それは前者を後者の「典型的形態」(ebd.) の条件とする文脈からして，小経営発展の必要条件としてその基盤となるという事であり，自己労働に基づく私的所有はあくまで小経営的生産様式に規定された所有形態なのである。

さて次に，以上の所有形態の否定において資本主義的な私的所有が規定される。

「それ〔小経営一浅見〕は，生産手段の集積を排除するとともに…社会的生産諸力の自由な発展を排除する。」(ebd.)「社会の胎内では，この生産様式を桎梏と感ずる力と熱情とが動きだす。…その絶滅，個人的で分散的な生産手段の社会的に集積された生産手段への転化…民衆の大群からの土地や生活手段や労働用具の収奪，この恐ろしい重苦しい民衆収奪こそは，資本の前史をなしている。」(ebd. S. 789–790, 訳, p. 994)

つまり，この形態は，生産様式の社会化傾向に基づく労働者の分散的所有の否定によって，生産条件の階級的所有関係に取って替わられる。だが，この新たな所有形態は，更に生産様式によって根拠づけられねばならない。

「自分の労働によって得た…私的所有は，他人の労働ではあるが形式的には自由な労働の搾取にもとづく資本主義的な私的所有によって駆逐される。」(ebd. S. 790, 訳, p. 994)

故に，資本主義的な私的所有も，相関する二重の，すなわち生産の意志的支配を規定するが故に新たな生産様式の前提となる生産条件の階級的所有関係（①），及びそれにより成立する生産様式に規定された他人労働の搾取に基づく生産物の敵対的領有形態（②）という規定を受け取るのである。

かくて，この資本主義的な私的所有の否定が問題となる。ここでも規定的なのは生産様式の発展傾向である。

「それから先の労働の社会化も…土地やその他の生産手段の…共同的生産手段への転化も…一つの新しい形態をとるようになる。今度収奪されるのは…多くの労働者を搾取する資本家である。この収奪は，資本主義的生産そのものの内在的諸法則の作用によって，諸資本の集中によって，行なわれる。」(ebd.)

つまり，生産様式の社会化は生産一般の社会化ではなく歴史的形態たる資本蓄積の内在的法則の展開なのだが，それは資本蓄積である限り他人の剰余労働に基づく拡大された規模での他人労働の領有であり，従って生産物に関する敵対的領有関係の深化である。故に，

「この転化過程のいっさいの利益を横領し独占する大資本家の数が絶えず減ってゆくにつれて，貧困，抑圧，隷属，堕落，搾取はますます増大してゆくが…絶えず膨張しながら資本主義的生産過程そのものの機構によって訓練され結合され組織される労働者階級の反抗もまた増大してゆく。」(ebd. S. 790–791, 訳, p. 995)

---

227) 領有の原語 Aneignung をマルクスは，①ある対象の意志的支配行為に力点を置く場合（労働過程論など）②対象を定立する過程に力点を置いて獲得を捉える場合（転変論・歴史的傾向論など），③対象の入手・帰属に力点を置く場合（収入論など）という様に三通りに用いている。筆者は，③が①②とは異なって現実の経済的根拠を捨象する性格をもつ事から，それを取得として区別している。

228) こうした二段階の所有規定という発想は，福冨正実『共同体論争と所有の原理』未来社，1970年，p. 7–21；大野，前掲書，p. 177–181，に負うている。

労働者階級の反抗，ここにこそ，蓄積過程自体が生む「法物神」の仮象での，資本の潜在的止揚というブルジョアイデオロギーの危機が「歴史的傾向」に流れ込む水門がある。つまり，仮象の中でではあれ敵対的領有関係が単なる外被たる資本による取得と捉えられ，この資本への反抗が生ずるのである[229]。だが，やはりその仮象性は反抗を分配に向けさせ，「法物神」の仮象で消失する生産での資本の規定性には向けさせない。ところが，本源的蓄積での現存する資本関係の発見による「法物神」の仮象の清算は，この反抗をまさに現実的な資本関係に向けさせる。かくて，

「資本独占は…この生産様式の桎梏となる。生産手段の集中も労働の社会化も，それがその資本主義的な外被とは調和できなくなる一点に到達する。」(ebd. S. 791, 訳, p. 995)

これこそ，資本の解消矛盾に関するマルクスの理解である。つまりそれは，生産一般の社会性と取得の私的性格という生産と分配の性格上の背理[230]ではなく，生産の社会化が資本蓄積という形態性故に所有関係の敵対的性格を深化させ，これが促す資本所有への反抗に媒介されて生産様式の発展と「資本独占」＝生産条件の階級的所有関係が矛盾するという，分配と階級対立を介した生産の諸契機間の[231]矛盾なのである。資本の否定を生産様式の発展が規定するとは，まさにこうした事なのである。

最後に，マルクスは以上を総括する形で，この否定で定立されるものを展望する。

「資本主義的生産様式から生まれる資本主義的領有様式は，したがってまた資本主義的な私的所有も，自分の労働にもとづく個人的な私的所有の第1の否定である。しかし，資本主義的生産は…それ自身の否定を生みだす。それは否定の否定である。この否定は，私的所有を再建しはしないが，しかし，資本主義時代の成果を基礎とする個人的所有を再建する。」(ebd.)

ここに，周知の問題，個人的所有の再建とは何かが問われる。ここで決定的なのは，否定の否定の論理である。だがそれは，単なる公式主義的分析[232]によってではなく，各々の否定の過程に内在した演繹によって解明されるべきであり，故に我々はそれを「歴史的傾向」の過程の論理に発見せねばならない。まず第1の否定とは何か。それは，意志的支配による「労働個体とその労働諸条件との癒合」(ebd. S. 790, 訳, p. 994) と自己労働に基づく所有という領有形態の否定であった。この労働と所有の分離＝階級的所有関係は，生産様式に根拠づけられて他人労働の搾取に基づく私的所有＝敵対的領有関係を生んだ。では第2の否定はいかなるものか。それは，「資本独占」を桎梏とする矛盾に規定されるが故に，生産条件の階級的所有関係及びそれに基づく敵対的領有関係の否定である。だがそれは，生産様式の社会化傾向に規定されるが故に，同時に私的所有一般の否定でもある。以上の論理を総括すれば，否定の否定で再建される個人的所有の内容が規定されうる。それは，まさに第1に否定された労働者と生産条件との結合[233]とそれに基づく労働者による生産物の領有の再建であり，第1の否定の成果たる所有関係の階級性とそれに基づく領有の敵対性の否定

229) 岩見，前掲論文，p. 74，参照。
230) 角谷，『労働と管理の経済理論』p. 3-8，参照。
231) 林田茂雄「社会的生産と私的所有の矛盾とは何か」『唯物論研究』第3号，汐文社，1980年，p. 113-130，参照。だが，氏の立論は，商品生産一般の無政府性に傾斜しており，資本関係に基づく階級性が解消矛盾自体にどう関わるかが明らかでない様に思われる。
232) 例えば，福冨正実氏は「否定の否定」を分析の枠組として前提されて，再建されるものを事実上ゲルマン的所有を通じて内容規定されている（前掲書，p. 468-469，参照）。
233) См. А. М. Еремин, О соединение факторов производства при социализме. 《*Вопросы экономики*》, 1970, No. 1, стр. 98-99. また，真木実彦「社会主義所有論研究序説（上）」『商学論集』（福島大）第41巻第7号，1974年，p. 220；芦田文夫『社会主義的所有と価値論』青木書店，1976年，p. 238-242；後藤洋「史的唯物論をめぐる最近の論争」所収：『史的唯物論と現代　2理論構造と基本概念』青木書店，1977年，p. 343，参照。

なのである[234]。これは，過程の論理の明白な帰結である。だが，それは何故に個人的なのか。マルクスがそこにこめた意味は何なのか。それは，所有主体が「18世紀的理念」としての分散的に独立した人格である事を意味しない。何故なら，「個人的」をそのように理解するとマルクスの「個人的な私的所有」が無意味な同義反復となるし，資本主義で何故それが否定されるか理解できなくなるからである。むしろ我々が注目すべきは，マルクスに見られる次の様な個性の概念である。

「土地にたいする関係行為，彼の個性〔Individualität〕に属する前提条件，個性の定在様式としての生産の外的な原初条件…にたいする関係行為…。」(*Gr.* S. 392, 訳, p. 426)

この本源的所有に関する叙述では，労働者が客体的生産条件の意志的支配に基づき生産物を領有して自己を再生産するという，自己の経済的存立根拠の獲得(客体性)に裏づけられた現実的な主体性をもつ人格として定立されている[235]。マルクスは，まさにこの主体と客体との統一に，人格が経済的に個体としてある事＝Individualität を捉え，これを実現する所有形態を individuelles Eigentum と呼んだのである[236]。かくて，「個人的所有の再建」が，労働者による生産条件の意志的支配及びそれに基づく生産物の領有の再建である事が確認された。だがそれは，第1に否定された内容の単純な復活ではない。

234) 伊藤誠氏は，この階級性の否定の文脈を看過されておられる（前掲論文, p. 14, 参照)。

235) 西野勉「『個人（個体）的所有』『再建』問題と『経済学批判要綱』(1)」『海南経済学』第6号, 1978年, p. 15, 参照。

236) もちろん筆者は，個人の概念をこうしたものに一元化する事を主張するものではない。また，こうした意味を何らの説明なしに individuelles Eigentum という言葉で表現せんとするのは，少くとも不自然なことであるが，マルクス自身が，「歴史的傾向」論全体の文脈に反する，生活手段または生産物のみの個人的（事実上は私的）所有などという意味をこの言葉にこめる誤りを犯していない限りは，こうした解釈が唯一可能なものである。

第2の否定も生産様式の社会化に規定される以上，階級的所有関係の否定は私的所有一般の否定でなければならないのである。

「この否定は…資本主義時代の成果…すなわち，協業と土地および労働そのものによって生産される生産手段の共同占有とを基礎とする個人的所有を再建する。」(*K.* I. S. 791, 訳, p. 995)

つまり，労働者による生産条件の意志的支配は，社会的な共同意志による支配としてしか再建されえないのである。この個人的＝社会的所有こそマルクスの展望したものである[237]。

以上から，従来の諸説の誤りも明らかとなる。まず第1に，個人的所有を生活手段の個人的消費とする見解[238]。これは，所有を消費としての処分権という法律的規定に解消するが故に，客観的には資本の下での労働者にも個人的所有を認める事となり，「否定の否定」の論理を無に帰する非論理である。第2に，それを生産物の個人的取得とする見解[239]。これは，所有を生産物の帰属という法律的規定に解消するが故に，生産物の経済的所有＝意志的支配が社会主義の下では生産手段と生活手段を共に対象とし，両者の分割の意志的支配まで含む事[240]，従ってまたそれが生産手段の意志的支配の形態に規定される事を看過するものである。以上の二見解の根元的誤りは，「個人的」を「社会的」に対立する規定と捉えた上で，社会的所有の下で何とかこの規定を形式的に定立せんとした事にある。最後に，以上と反対に「個人的」を本来社会的関係性（社会的分業に規定された諸労働間の社会的依存性）に基づくものと捉え[241]，市民社会での個体性と普遍性との関連の発展に

237) 真木, 前掲論文, p. 220-228, 参照。

238) 林直道『史的唯物論と経済学（下)』大月書店, 1971年 p. 174; 見田石介「平田清明氏はマルクスをいかに『発見』するか」『見田石介著作集』第5巻, 1977年, p. 238-244, 参照。

239) 大野, 前掲書, p. 214-225, 参照。

240) 芦田, 前掲書, p. 241; 真木, 前掲論文, p. 237, 参照。

241) 平田清明『市民社会と社会主義』岩波書店, 1969年, p. 137; 福冨, 前掲書, p. 2, 参照。

おいて「個体的所有」を定立する見解[242]。これは,「個人的な私的所有」が，社会的関係性の展開（社会的分業を発展させる商品生産の全面化）を前提しない分散的な小経営的生産様式に基づいているという事からして，マルクス解釈としては誤りである。確かにこの「個体性」は，人間が社会の中でのみ個別化されるという重要な一般的規定だが，ここでの問題は特殊歴史的な所有形態なのである。以上の様にマルクス解釈が失敗してきたのは，まさに「個人的」を所有主体の形態のみに関わる規定と解し，それが労働主体と客体の関連全体（意志的支配による統一）の規定である事を看過したからに他ならない。個性 (Individualität) が客体＝生産条件・生産物を内包する規定である事の理解こそ決定的である。

かくて，マルクスの「否定の否定」が重大な現代的意義をもつ事が理解される。つまり，マルクスの言う労働者と生産条件の統一は，決して法律的帰属の問題ではなく，まさに労働者諸個人が生産条件及び生産を意志的に支配し，社会の共同意志の形成主体になる事を訴えるものなのである[243]。

第6章　『資本論』と社会主義的所有関係

1.　問題設定

『資本論』が資本主義的生産様式を対象とする限り，対象を異にする社会主義的所有論の内容や方法の直接的根拠はそこに求めえない[244]。だが，資本主義と社会主義が直接的な否定的関連をもつ限り,『資本論』は資本の否定の論理において社会主義的所有関係の問題に連結するのである。

既述の様に，資本の否定は生産条件の階級的所有関係とそれに基づく敵対的領有関係の否定である。従って，社会主義的所有関係はまず第1に，所有関係の階級性の否定でなければならない。だが，それが生産の社会化に基づく以上，否定の帰結たる労働者諸個人による生産条件及び生産の意志的支配＝個人的所有は，社会的所有である他はない。従って第2に，社会主義的所有関係は私的所有一般の否定でなければならない。だが，この否定はブルジョア的な私的所有を規定する物神性の否定でなければならない。何故なら，物象を介した労働の社会的な全面的依存関係は，物象的関連と物神への諸個人の従属に帰結し労働者諸個人による生産の意志的支配が実現しないからである。そこで，社会主義的所有関係の第2の規定は，私的所有＝物神性の否定となる。以下，この規定が社会主義論にいかなる問題を提起するかを論ずる事とする。

2.　階級性の否定としての社会主義的所有関係

階級性の否定としての個人的所有の再建は，労働者諸個人による生産の意志的支配であった。それは，労働者による生産管理である。では，それはどの様に実現されるか。

ここで，国有か集団所有かという周知の問題が提出される。一般に国有説は，

> 「国家，すなわち支配階級として組織されたプロレタリアート」(*MEW*. ④. S. 489, 訳, p. 494)

の権力が変革を行うが故に，社会主義は国有を基礎とすると説く[245]。これは正しい。だが，国有説はここから，労働者は自らを代表する国家

242) 平田清明『市民社会と社会主義』p. 92, 104, 参照。

243) 西村可明「いわゆる『個人的所有』についての一考察」『経済研究』(一橋大) 第29巻第4号，1978年，p. 335, 参照。

244) この誤りは，Под ред. Н. А. Цаголова, *Курс политической экономии*. Изд. третье, переработанное и дополненное, Изд-во. 《Экономика》, 1974, т. 1, стр. 20-21; В. П. Шкредов, Указ. соч., стр. 7, などに見られる。

245) См. А. М. Ерёмин, *Отношения социалистической собственности и экономическое управление*. Изд-во. 《Экономика》, 1973, стр. 28. また，副島種典『社会主義と経済学理論』青木書店，1972年，p. 45；岡稔『社会主義経済論の新展開』新評論，1975年，p. 16-18；二瓶剛男「資本主義から共産主義への過渡期と共産主義の二つの発展段階」所収:『史的唯物論と現代　6

が所有主体である点で「総体的所有者[246]」(ebd. ⑱. S. 282, 訳. p. 280) になるに過ぎず，個々の労働者は所有者でない[247]と論ずる。つまり，労働者の所有は法律的所有主体の成員という点で語られ[248]，労働者が意志的支配者となる問題が後景に退くのである。これは，法律的な私的所有権を資本と見誤り，法律的国有によるそれの否定を資本の否定とする[249]，「法物神」に囚われた立論を伏在させた論理である。実際には，資本の否定は「法物神」の根底にある生産の支配—従属関係の否定を核心とするのである。そこで，「労働者自主管理」論として集団説が登場する[250]。これは，労働者による生産管理を問題とする重大な前進だが，しかし国有は労働者による生産管理を許容しないという国有説の論理を共有し，国有自体を否定する[251]。実際には，国有自体は法律的規定にすぎず，生産管理の現実的内容ではないのだから，この論理は短絡的である[252]。しかも集団説は，企業の独立性を維持して物象的関連と物神による諸個人の支配＝「私的所有の物神崇拝性」[253]を再生産するので，結局労働者の生産管理の内実を奪う事になる[254]。つまりそれは，物象化論の欠如によって，物神性の否定が労働者による生産管理の前提である事を看過するものなのである。

以上から，社会主義的所有関係は，国家的な経済管理組織において労働者諸個人が自らの管理意志を集中・統一する過程的行為である他ない。それは，労働者の管理参加や企業利益の反映という形では実現しない。何故なら，それは社会的生産の管理意志を外的な所与とする[255]が故に，結局社会的分業を根拠とした諸労働間の社会的依存関係に立脚する官僚機構の権力への従属に帰結するだけだからである[256]。だから，労働者は社会的生産を対象とする管理意志を集中・統一する過程的行為を行なわねばならない[257]。ここで，労働者の管理能力，殊に社会経済的管理能力の発展が決定的である事自明であろう[258]。

ところが，この労働者による生産管理＝個人的所有を社会主義では不可能なものとする見解

社会主義』青木書店，1979年，p. 39–61；藤田勇『社会主義社会論』東大出版会，1980年，p. 102，参照。

246) 岡，前掲書，p. 42；藤田，前掲書，p. 88–89，参照。

247) См. С. И. Сдобнов, Указ. соч., стр. 88. また，岡，前掲書，p. 18，参照。

248) こうした法律的問題設定の批判としては，С. С. Дзарасов, О методологии изучения социалистической собственности. -В кн.: *Методологические вопросы общественных наук.* Изд-во. Моск. ун-та., 1966, стр. 175–176；В. Н. Черковец, *Социализм как экономическая система.* Изд-во.《Экономика》, 1982, стр. 78–84；В. П. シュクレドフ著，岡稔・西村可明訳『社会主義的所有の基本問題』御茶の水書房，1973年，p. 197–199；岡，前掲書，p. 11；C. ベトレーム著，野口祐監訳・黒田美代子訳『社会主義移行の経済理論』亜紀書房，1975年，p. 83–91；芦田文夫「『所有論』から『管理論』へ」所収：小野一郎・篠原三郎編『社会主義的所有と管理』有斐閣，1976年，p. 135；富岡裕『社会主義経済の原理』法政大学出版局，1977年，p. 120, 158；小野一郎『現代社会主義経済論』青木書店，1979年，p. 208，参照。

249) См. С. И. Сдобнов, Указ. соч., стр. 49, 69–70.

250) E. カルデリ著，山崎洋・那美子訳『自主管理社会主義と非同盟』大月書店，1978年，p. 26；岩田昌征『労働者自主管理』紀伊國屋書店，1978年，p. 49–50，参照。

251) 平田清明『市民社会と社会主義』p. 199；富岡，前掲書，p. 161，参照。

252) 岡，前掲書，p. 61–62，参照。

253) 本稿 (1)，p. 92–94，参照。

254) 藤田勇氏のいう労働者間競争（前掲書，p. 101，参照）や E. カルデリの認める「テクノクラート的経験主義と実用主義」（前掲訳書，p. 60）もこれの現れである。

255) 藤田，前掲書，p. 90，参照。

256) 岡田裕之『社会主義経済研究 II』法政大学出版局，1979年，p. 169–175，参照。

257) この意味で，労働者諸個人は，社会的生産諸手段および社会的労働諸力の所有者（意志的支配者）である，と言う事もできる（См. А. М. Ерёмин, *Отношения социалистической собственности и экономическое управление.* стр. 15–16)。

258) ところが，労働者諸個人を管理客体と捉えるのがソヴェト管理論の常識の様である（三代川正次『ソヴェト管理論の基礎』成文堂，1981年，p. 28–30，参照)。

がある。それは一般に，国家の存在を根拠として労働者から独立した国家機関による管理の不可避性を説き，労働者による管理を共産主義に追いやる[259]。だが，労働者が支配階級である限り，この立論は短絡的である。つまり，この見解は肝心の管理意志の形成過程を論理の外に置き，国家機関の制度的分立だけで管理意志の独立を結論するのである。確かに，階級性が否定されても諸個人の利害対立の規制のために国家権力が必要だが[260]。この規制に関する分裂した管理意志を諸個人が自ら集中・統一する過程的行為を行うならば，たとえ結果が当初の個別的利害と一致しなくてもそれは彼らから独立してはいないのである[261]。確かに，この共同意志の完全化は容易ではないが，労働者諸個人が利害対立の十分な認識故に社会的に共同する関連が成立し[262]，もってこの共同的管理意志形成の果てに国家の死滅が準備されぬ限り社会主義は過渡期ではないのだから，既に社会主義でこの個人的所有は成長しなければならないのである[263]。

以上から，個人的所有を社会主義では不可能とする見解は，社会主義の根本に抵触する可能性を持つ事がわかる。この点は，法的解釈として労働者の生産手段所有を認める通説に対し，現存する社会主義の鋭利な分析により，「生産手段と労働者の分離」に基づく「労働力私有」を説く見解に端的に表われる[264]。この見解は，生産における労働力に対する意志的支配を論じない特徴をもつ。つまりそれは，労働力が個人の肉体の内にある事，労働力の私的な利用，「労働に応じた分配」における労働力を根拠とした私的取得などを論拠とするのである[265]。従ってそれは，生産における現実的な私的所有＝私的な意志的支配を論証するものではないが，これはそもそもこの説が生産手段所有者（国家）と労働力私有者（労働者）との交換，つまり労働者と生産条件の分離を前提する事からして当然である。というのは，そこで労働者は労働力を処分するのであり[266]，彼は賃労働者が交換でのみ所有者である様に，交換及び「労働に応じた分配」でのみ労働力所有者だからである。従って，労働者は生産では国家の管理機構に従属する無所有者であり[267]，労働力は商品化の一歩手前にある。確かに，「労働に応じた分配」では労働が交換対象だから，労働力商品は存在しない[268]。だが，国家機関による生産管理が労働者

259) 岡，前掲書，p. 16–18, 39–40；藤田，前掲書，p. 89–90；小野，前掲書，p. 18–19, 参照。

260) См. В. И. Ленин, *В. И. Ленин полное собрание сочинений.* Изд. пятое, т. 33, Изд-во.《Политической литературы》, 1969, стр. 98–100, ソ同盟共産党中央委員会付属マルクス＝エンゲルス＝レーニン研究所編，マルクス＝レーニン主義研究所訳『レーニン全集』第25巻，大月書店，1957年，p. 509–511. また，岡，前掲書，p. 16–17, 藤田，前掲書，p. 128–129, 参照。

261) 竹内芳郎「われわれにとって『資本論』とは何か（上）」『思想』1970年4月号，p. 34, 参照。

262) См. В. А. Третьяков, *Собственноть и социалистические производственные отношения.* Изд-во.《Выошая школа》, 1983, стр. 36–40.

263) 真木，前掲論文，p. 121–123, 参照。

264) 伊藤岩「社会主義経済学の方法について」『新潟大学法経論集』第8号，1958年；同前「社会主義の労働力の所有形態」『新潟大学経済論集』第29号，1980年；岡田裕之『社会主義経済研究 I』法政大学出版局，1975年，第5章，参照。尚，「労働力個人的所有」説として，長砂実「社会主義のもとでの労働力範疇 (I) (II)」『関西大学商学論集』第19巻第5・6号，第20巻第1号，1975年，がある。

265) 伊藤岩「社会主義の労働力の所有形態」p. 8；岡田『社会主義経済研究 I』p. 177, 参照。

266) 長砂実「社会主義のもとでの労働力範疇 (II)」p. 20, 参照。

267) 「それ〔労働力の個人的所有と生産手段の社会的所有との統一という問題を，個人から社会への労働力の譲渡によって解決する事―浅見〕は，我々がその『譲渡』を義務的なものと認めるならば，自分の労働力に対する個人的所有を仮構に転化させるものである。」(А. М. Еремин, *Методология определения основного и исходного отношений экономики социализма.* Изд-во. Казан. ун-та., 1980, стр. 68)

268) 岡田『社会主義経済研究 I』p. 179；伊藤岩「社会主義の労働力の所有形態」p. 8, 参照。

から独立している（労働者と生産の客体的条件の分離）以上，分配に関する規制も独立するので，「労働に応じた分配」が実現せずに労働力が交換対象＝商品となる事はきわめて現実的である[269]。そもそも「労働に応じた分配」は，まさに労働者諸個人による生産管理という生産関係を根拠とするものであり，この意味で「生産手段と労働者の分離」に基づく「労働力私有」と社会主義は絶対に両立しないのである。この点では，労働者と生産条件の分離を事実上認める通説も笑う事はできない。というのは，「労働力私有」説は，通説に伏在する社会主義の根本の否定を顕在化させただけだからである。ここに，マルクスの「個人的所有再建」論の現代的意義は明らかであろう。

3. 物神性の否定としての社会主義的所有関係

既述の様に，「労働者自主管理」は集団所有に固執する限り，物象的関連及び物神への集団労働の従属を生むものだった。もし，このいわば「物神による管理」[270]をも「労働者自主管理」と言うなら，それは物象的関連及び物神が生産一般の自然必然性として現れる仮象に囚われて，それらに従属した意志の積極的実現に労働者の主体性を見る「私的所有の物神崇拝性」に他ならない。ここに，社会主義的所有関係が物神性の否定であるべき事明瞭なのである。

では，物神性はいかにして否定されるか。まず物神性の存立根拠を確認しよう。

> 「私的諸労働の複合体は社会的総労働をなしている。生産者たちは自分たちの労働生産物の交換をつうじてはじめて社会的に接触するようになるのだから，彼らの私的諸労働の独自に社会的な性格もまたこの交換の中ではじめて現れる…それだから，生産者たちにとっては，彼らの私的諸労働の社会的関連は…諸人格が自分たちの労働そのものにおいて結ぶ直接に社会的な関係としてではなく，むしろ諸人格の物象的な諸関係および諸物象の社会的な諸関係として現れる。」(*K.* I. S. 87, 訳, p. 98-99)

つまり，物神性の根拠は，諸労働の社会的関連が物象的関連である生産物交換で初めて現れるので社会的関係性が物象に固有なものとして現れる事，換言すれば，諸労働が客観的には全面的な社会的依存関係をもつのに生産に関する諸個人の直接に社会的な人格的関係がない事である。

かくて，この根拠の否定において物神性の否定が論定しうる。マルクスはその論理を『要綱』の労働貨幣論批判で展開している。

> 「一般的貨幣が直接に存するためには，労働ははじめから…一般的生産の分肢として定立されていなければならない。しかしこうした前提では…労働の前提となっている社会的性格が生産への参加を規定する」「前提自体が媒介されている。…生産の基礎としての共同性が前提されている。」(*Gr.* S. 88, 訳, p. 91-92)

つまり，物神性の否定は生産の前提・基礎としての共同性であり，その内実は社会的生産に関する共同的管理意志の形成である[271]。

> 「物質的生産過程の姿は，それが自由に社会化された人間の所産として人間の意識的計画的な制御のもとにおかれたとき，はじめてその神秘のヴェールを脱ぎ捨てるのである。」(*K.* I. S. 94, 訳, p. 106)

従って，物神性の否定は階級性の否定と同様に，労働者諸個人による社会的生産の管理という個人的＝社会的所有の実現なのである[272]。

---

269) 岡田『社会主義経済研究 II』p. 203, 271；富岡，前掲書，p. 198-199. 参照。

270) この現れとして「テクノクラート的経験主義と実用主義」(注254) 参照)，「ローカルな官僚閥」(藤田，前掲書，p. 101，参照)，価値増殖のための労働疎外（ヴェリコ・ルス著，石川晃弘・犬塚先・鈴木隆訳『産業民主主義と自主管理』合同出版，1980年，p. 49，参照)，負債企業・失業の恒常的存在（A. メイステル著，川崎嘉元・小池晴子訳『自主管理の理念と現実』新曜社，1979年，p. 219, 269，参照）などがある。

271) См. А. А. Сергеев, Объективный характер производственных отношений и сознательная деятельность людея в условиях социализма. *《Известия АН. СССР. серия экономическая》*, 1975, No. 4, стр. 7-8; В. А. Третьяков, Указ. соч., стр. 34-35.

272) この様に，著者は，「個人的＝社会的所有」というカテゴリーを，労働者諸個人の意志的支配行為による労働者と客体的生産諸条件との統一は生産

以上から，社会主義的所有関係は，生産の共同性の前提・基礎であるが故に，共同的意志関係として生産諸関係を根拠づける基礎的生産関係である，という新たな規定を受け取る。故に，人間―自然関係における質料変換や定立される社会形態が社会主義である事は客観的でも，定立される人―人の生産諸関係の内的構造は客観的ではなく[273]，共同的意志関係に基づく主体的なものである[274]。ところが，意志的＝法律的，物質的＝経済的という二分法に立って，経済関係は一般に意志から独立しているとする通説は，以上の規定を主意主義と断ずる[275]。だが実

管理に関する全社会的な共同意志の形成としてしか実現できない，という含意で用いている。故に，西村可明氏の「『個人的であると同時に社会的な所有』の成立可能性」に関する非常に明解な整理に従うならば，筆者は第1のものに分類された「生産手段の利用にかんする社会全体としての意志決定は，各社会成員の個別的意思が一致したところで採択されることを原理とする状態」(前掲論文，p. 339) にほぼ近いイメージをもっている (但し，「個人的」の理論的解釈においては，筆者は既述の立場をとるので，西村氏と同様の問題設定においてではない)。しかし，氏も指摘される通り，労働者諸個人の利害対立の存する過渡期としての社会主義においては「全員一致」は不可能に近い。にもかかわらず，筆者が社会主義についてこうした意味での「個人的＝社会的所有」を論ずる場合，既述の様に，労働者諸個人が社会的生産に関する共同的管理意志を形成する過程的行為の場を保証され，まさに利害の対立故に不断に結果としての管理意志における社会的一致をめざしてゆける条件が定立されるという事に眼目を置いている。そして，この意味で資本主義的所有を否定する運動が不断に遂行される事 (共産主義を一歩一歩実現してゆく事) によって初めて，社会主義が，資本主義でも共産主義でもないあるものとしてではなく，まさに共産主義への過渡期として定立されうるのである。

273) 長砂実氏は，これら二つの事柄 (すなわち，社会構成がいかなる形態をとらねばならないかという事と定立される社会構成がいかなる基本的関係に依存しているかという事) を混同して，社会主義における経済法則の客観性を結論されておられる (『社会主義経済法則論』青木書店，1969年，p. 11，参照)。そもそも，マルクスの有名な『経済学批判』の「一般的結論」における「彼ら〔人間―浅見〕の意志から独立した諸関係」という規定は，直接には「彼らの物質的生産諸力の一定の発展段階に照応する生産諸関係」(*MEW*. ⑬. S. 8，訳，p. 6) という事であり，社会構成がいかなる形態をとらねばならないかという事 (あえて言えば，社会構成の形態の選択不自由性) に関する規定なのである。故に，この限りでは，定立されるものが社会主義という形態をとるのはブルジョア社会の物質的社会関係の矛盾に規定されるという意味で諸個人の意志から独立した客観的な事であるが，まさにこの客観性に支えられる事によって，社会主義は意志的な社会関係を基礎的とせざるをえない必然性をもつ，と結論するのは，マルクスの立論に矛盾しないのである。もちろん，マルクスは後段で「意識を物質的生活の諸矛盾から，社会的生産諸力と生産諸関係とのあいだに現存する矛盾から説明しなければならない」(ebd. S. 9，訳，p. 7) としており，少くともこれまでの敵対的社会構成においては物質的生活の社会的諸関係が規定的なものと理解されている。だが，筆者は，この様に社会的諸関係の内的構造 (形態的特徴) が諸個人の意志から独立した客観的な物質的社会関係に規定されて存立している，という論理は，「人間社会の前史」(ebd.) に関する規定であると考える。そうでなければ，唯物史観の定式は，マルクスの自由論 (Vgl. *K*. I. S. 94–95，訳，p. 106–107，III. S. 828，訳，p. 1051) と矛盾する事になるからである。この意味で，少くともマルクス解釈としては，「本史」の出発点である過渡期としての社会主義は，個人的＝社会的所有という意志的社会関係を基礎とする性格を多少とももたざるをえないのである。

274) См. И. И. Камынин, М. Я. Ковальзон, О специфике материальных общественных отношений коммунистический формации. *《Вопросы философии》*, 1962, No. 1, стр. 84, 88, 90; А. М. Еремин, Субъективный фактор в политической экономии социализма. *《Вопросы экономики》*, 1981, No. 10, стр. 9. またこの点で，生産関係は「意志に依存しない」と一般的に結論するシュクレドフ (前掲訳書，p. 31，参照) は全く正しくない。また，これとの関連で，社会主義の経済法則について客観的法則の認識・意識的利用という性格づけをするエンゲルスの立論 (Vgl. *MEW*. ⑳. S. 106，訳，118，S. 264. 訳，p. 292) や，社会主義の経済法則も人々の意志や意識には関わりなく実現されるというクロンロードの見解 (См. Я. А. Кронрод, *Законы политической экономии социализма*. Изд-во. 《Мысль》, 1966, стр. 525) も問題となるところである。

275) こうした独断は，スターリンの Б. ボリーリンに対する批判から定着した様である (木原正雄「社会主義経済学の対象について」『経済論叢』第91

際は，社会主義ではその物質的成立条件や物質的生産の社会化さえ主体的に追求されるのであって[276]，これに関して物質的生産一般の客観的な社会化法則なるものに身を委ねて社会の「一つの工場」への結合を待望する事は[277]，生産力説的幻想に他ならないのである。

ところで，以上の物神性の否定の問題は，集中的管理意志をもつ様に見える「国権的」[278]社会主義にも無縁ではない。この点は，企業の「分立性 (обособленность)」の問題[279]に端的である。つまり，この「分立性」の背景にある企業利害の特殊性の根拠に企業相互の共同的管理意志の未形成がある以上，この「分立性」は企業相互の依存関係を商品関係として現出させ，物象的関連によって社会的労働配分が規定されるという物神性を定立するのである[280]。だがこの物神性は，一応「集中的」管理意志がある以上資本主義社会とは異なった独特の現れ方をする[281]。これを端的に示すのが「利潤」導入の事態である。

一般にそれは，量的管理指標が原価・賃金フォンド・資源利用効率等の質的問題を軽視させるという，企業利益と社会的利益の対立の改善を目的とする[282]。故に，その根拠には自明な社会的利益が追求されぬ程の管理意志の分裂がある。とすれば，この「利潤」は無性格な剰余フォンド[283]ではなく，管理意志の分裂という社会関係が管理指標として現出したものという特定の社会的性格をもつ。故に，その運用はこの社会関係を前提し助長するものであり，「利潤」の増大こそ企業利益であるという新たな分裂した管理意志を生む[284]。しかも，これに基づく企業行動は，投資効率次第で投資誘因が減退するという直接の社会的マイナス[285]ばかりでなく，企業同様共同的管理意志を形成しえない労働者が前提される限り，コストたる賃金と剰余たる「利潤」の対立を生み[286]，従ってまた「利潤」増大のために管理労働者へ「利潤」に応じた報奨金[287]を分配するという被管理労働者にとっての社会的マイナスを生む。それでもこの「利潤」を社会的利益とする事は，管理意志の分裂

巻第6号，1963年，p. 30, 参照)。尚，こうした論理に対する控えめな批判として，A. M. Ерёмин, *Отношения социалистической собственности и экономическое управление.* стр. 20-26, がある。

276) これを，長砂実氏は奇妙にも強制される法則としている（前掲書，p. 84, 参照)。

277) См. К. И. Бобков, *Закономерность социалистического обобществления средств производства.* Изд-во. 《Высшая школа》, 1982, стр. 37-38. また，B. П. シュクレドフ，前掲訳書，p. 77-78, 83, 参照。尚，こうした立論については，岩田昌征氏の鋭い批判がある（前掲書，p. 49, 参照)。

278) 岩田，前掲書，p. 31-32, 参照。

279) См. В. Н. Черковец, Товарные отношения при социализме: обусловленность, сфера и механизм действия. 《*Вестник Моск. ун-та.*》, 1968, No. 4, стр. 45-47; С. С. Дзарасов, Товарные отношения и полный хозяйственный расчет. 《*Вестник Моск. ун-та.*》, 1968, No. 6, стр. 14-15; В. Митрофанов, Л. Смирнова, Предприятие в системе экономических отношений социализма. 《*Вопросы экономики*》, 1970, No. 5, стр. 156-158. また，B. П. シュクレドフ，前掲訳書，p. 77-83; 芦田，前掲書，p. 144-153, 参照。尚，この分立が絶対的でない事については，富岡，前掲書，p. 189, 参照。

280) 富岡，前掲書，p. 189, 参照。

281) Cf. Branko Horvat, *The Political Economy of Socialism*, Martin Robertson & Co. Ltd., 1982, pp. 90-97.

282) ゼー・アトラス「社会主義企業の収益性について」所収：野々村一雄・宮鍋幟・志水速雄編訳『ソヴェト経済と利潤』日本評論社，1966年，p. 15-35; イェー・ゲー・リーベルマン「計画・利潤・報賞金」所収：『ソヴェト経済と利潤』p. 54-63, 参照。

283) これは，岡稔氏の見解である（前掲書，p. 137-138, 参照)。

284) 富岡，前掲書，p. 302-303; 山内一男『中国社会主義経済研究序説』法政大学出版局，1971年，p. 263-266, 参照。

285) 富岡，前掲書，p. 306, 参照。

286) 岡田『社会主義経済研究 II』p. 198, 参照。

287) См. С. Шкурко, Некоторые вопросы практики образования фондов поощрения на предприятиях. 《*Вопросы экономики*》, 1966, No. 6, стр. 7-8. また，小野，前掲書，p. 240-256, 参照。

という社会関係を所与の自然必然性と捉える事によって，それを根拠とする「利潤」指標を生産一般の指標として全能視する錯誤である。

この様に，個別的利益と社会的利益の分裂を前提した管理指標により社会的利益を追求する事は，社会的管理意志からの個別的意志の分離を「刺激」して，結局社会的利益が実現しないというパラドクスを生む。ここには，諸個人が自己の個別的利益の象徴たる管理指標だけを問題とし，その追求の社会的結果に翻弄されるという管理指標による諸個人の支配[288]，「管理指標の物神性」と言うべき独特の事態が存する。そしてこの事態の究極の根拠は，「国権的」社会主義が労働者諸個人による共同的管理意志の条件を奪い，事実上管理意志の分裂を放置している事にある。故に，物神性の否定としての社会的な共同的生産管理意志の形成は，まさに労働者による生産管理という階級性の否定を条件とする事がわかる。

4. 階級性の否定と物神性の否定の統一としての社会主義的所有関係

既に明らかな様に，以上の社会主義的所有関係の二契機は，相互依存関係をもつ。何故なら，集団所有の下での「労働者自主管理」は物神への諸個人の従属，更には物象的関連に適した社会的管理意志を形成する官僚による労働者支配を生み，結局労働者による生産管理の内実を奪うし，また，労働者諸個人による管理意志の集中・統一なしに国家の「共同意志」を形成しても，それが諸個人から独立している事に基づく管理意志の事実上の分裂が，その客観的統一に合理的な市場機構と管理指標を必要ならしめ，「管理指標の物神性」と言うべき事態を生むからである。この様に「労働者自主管理」が労働者の従属を生み，「国権的」管理が諸個人を分裂させるというパラドクスこそ，社会主義的所有関係が階級性と物神性の統一的否定であるべき事を物語っている。

以上からして，労働者の生産管理を実現する型と社会的生産管理を実現する型の二分法[289]を前提し，両者を社会主義建設の二者択一的な型とする事[290]は重大な誤りである。両者が二者択一ではいずれも実現しない事は社会主義の最近の動向によって確証されつつあり[291]，それに応じた理論化も進んでいるが，ここに新たな誤りが生まれてくる。すなわち，両者の類型接近を展望する議論がそれである[292]。物神に支配される「労働者自主管理」と管理意志の分裂を拡大する「社会的生産管理」の結合は，国家官僚が管理する市場社会主義をもたらすだけではなかろうか[293]。確かに，「類型接近」論の民主主義追求というモチーフ[294]は重要である。だが，そこでの企業の自主性と労働者の管理参加という「民主主義」は，市場と管理指標への諸個人の従属を介した国家官僚による労働者支配[295]を内実とする形式的な「経済的」[296]民主主義な

288) 富岡，前掲書，p. 294-295，参照。

289) 芦田文夫「社会主義の多様性と所有論・商品論」所収：『史的唯物論と現代 6 社会主義』p. 94-95；藤田，前掲書，p. 88-89, 102-103，参照。

290) 岡，前掲書，p. 25；藤田，前掲書，p. 88-89, 101；E. カルデリ，前掲訳書，p. 39；岩田，前掲書，p. 49，参照。

291) 岡稔・宮鍋幟・山内一男・竹浪祥一郎『社会主義経済論』筑摩書房，1970年，p. 92-96；富岡，前掲書，p. 304-306；E. カルデリ，前掲訳書，p. 57, 59, 61-62，参照。

292) 藤田，前掲書，p. 102-103；芦田「社会主義の多様性と所有論・商品論」p. 94-95，参照。但し，両氏は直接にこうした類型接近あるいは類型統合を支持されている訳ではない。しかし，両氏が本文前段で述べた「二分法」を前提する限り，両類型が目指したものの相互的補完という傾向を展望する事は，論理的に社会主義的所有の二契機の相互依存関係を曖昧にし，もって客観的に両契機のいずれをも不可能にする事になるのではないかと考えるのである。

293) 富岡，前掲書，p. 299-300，参照。

294) 芦田，前掲書，p. 257-286；小野，前掲書，p. 257-296，参照。

295) 富岡，前掲書，p. 299-300，参照。

296) ここで括弧を付したのは，社会主義では政治的なものと経済的なものの区別・対立が相対的にならざるをえないからである。すなわち，物質的生活

のである。故に,「社会主義的民主主義」は，管理指標に具現する「国権的」管理意志を諸個人から独立した所与のものと前提する，生産・交換の過程自体での「民主主義」ではありえず，この独立した管理意志を変革対象とする，生産の前提としての共同的管理意志の形成である他ない。「政治的」民主主義の先決性[297]！かくて，社会主義的所有関係の問題が，国家論へと収斂する事が了解されるのである[298]。

おわりに

本稿の課題は，所有諸理論の「竦み合い」と言うべき情況の打開であった。そして，この情況の原因を，ブルジョア的所有の現実的諸仮象の呪縛に見い出したが故に，これらの仮象を生み自らを階層化するブルジョア的所有の構造の概念的展開により，諸理論をこの構造の諸階梯で生ずる諸仮象への固執として批判する方法が採られた。更にまた，この諸仮象が資本関係の物象化・物化に基づくが故に本稿は物象化論である他なかった[299]。

本稿の展開を総括すれば以下の様になる。生産関係としての経済的所有関係が物象化・物化して，社会的支配力を自然属性とする物神が定立される。これにより，この物神の法律的所有権（名義）さえあれば社会的支配力が主体に帰属する事になるので，この法律的所有権が社会的諸関係を律する基礎的生産関係として転倒して現象する。この様に，ブルジョア的所有は，経済的内容を漸次切り離して法律化した「法物神」として現れる階層性をもつのである。

この論理により，既述の課題は果たされたと考える。すなわち，事実上は法律的な私的所有権を基礎的生産関係とする説は,「法物神」の根拠たる資本関係の物象化・物化を捨象して，その現実的な社会的支配力に固執する見解であり[300]，資本の否定でこの「法物神」の基底にある生産の支配—従属関係の否定を等閑視する謬論であるとして批判された。また，これに対して所有を生産諸関係の総体に解消する説は，ブルジョア的所有の構造が法律化されて凝固した現象形態である「法物神」を個別的所有関係[301]の全てと見誤る事によってその法律性の指摘のみに満足してその存立構造を問わない[302]，という否定的な形でブルジョア的所有の仮象的存在形態に固執するので，旧説の存立基盤＝「法物神」の現実的仮象をその根拠から批判できないばかりか，「法物神」の根底にある生産の基礎的所有関係を見い出せず，従ってまたその否定が社会主義的所有関係を基礎的生産関係とする事を要請するという点を看過するものとして批

の諸過程という意味での経済的過程が全社会的な共同意志に規定される性格を獲得する一方で，社会的行為を規律する共同意志の形成・運用過程という意味での政治的諸過程が社会的な生産・分配・消費を直接に制御する性格を獲得せざるをえないのである。См. А. М. Ерёмин, *Отношения социалистической собственности и экономическое управление*. стр. 59–68. 尚，後段の「政治的」の括弧も同趣旨である。

297) Cf. W. Brus, *Socialist Ownership and politicalsystems*, translated by R. A. Clarke, Routledge & Kegan Paul Ltd., 1975, p. 92, 95, 大津定美訳『社会化と政治体制』新評論，1972年，p. 136–137, 141.

298) 国家論の本格的展開は他日に期す事としたい。

299) 以上の問題設定については，本稿 (1)，p. 88–90，参照。

300) 同前，p. 104，参照。

301) この用語は，「総体」説が，生産諸関係総体として把握される経済的所有と区別して，社会的諸関係総体の一部として個別的に存在する所有関係を指す場合に用いたものである。「総体」説においては，経済学的に反省された生産諸関係総体に関する規定とは対照的に，この個別的に存在する所有関係はすべて意志的関係であるが故に法律的なものである，と断ぜられる。この立論は，まさにブルジョア的所有が，直接には法律的所有権として顕現している事に規定されたものであるが，現実には，この個別的な法律的所有関係の背後に，それを規定すると同時に他の経済的諸関係とこの法律的所有関係との社会構成内的統一を保証する結節としての個別的な経済的所有関係が存在する事は，これまでの叙述で了解していただけると考える。

302) 本稿 (1)，p. 88, 90，参照。

判されたのである。

だが本稿は，以上の論理においても理論的な問題設定の転換を提起するに留まり，物象化・物化及び「法物神化」を前提とした上でのより具体的な上向的展開を果たせなかったし，未だ重要な問題領域（地代論，先資本制的所有論，三位一体的範式論，社会主義管理論，国家論など）に踏み入っていない点できわめて不十分なものである。これらの不十分性は，別稿によって補う事としたい。　（完）